

令和4年第3回幸田町議会定例会会議録（第2号）

議事日程

令和4年9月5日（月曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 丸 山 千 代 子 君	9番 稲 吉 照 夫 君
10番 杉 浦 あ き ら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野 千 代 子 君
13番 笹 野 康 男 君	14番 岩 本 知 帆 君	15番 藤 江 徹 君
16番 足 立 初 雄 君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 池 田 和 博 君	企 画 部 長 成 瀬 千 恵 子 君
参 事（開 発 担 当） 上 原 智 史 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参 事（税 務 担 当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君
健 康 福 祉 部 長 林 保 克 君	参 事（感 染 症 対 策 担 当） 金 澤 一 徳 君
環 境 経 済 部 長 鳥 居 栄 一 君	事 業 調 整 監 兼 建 設 部 長 羽 根 洵 闘 志 君
上 下 水 道 部 長 石 川 正 樹 君	消 防 長 小 山 哲 夫 君
教 育 部 長 吉 本 智 明 君	監 査 委 員 山 下 力 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 大 須 賀 龍 二 君

○議長（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまでございます。

ここで、お諮りします。

本日、議場において議会だより用の写真撮影をするため、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込みたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（足立初雄君） 御異議なしと認めます。

よって、議会事務局職員が議場内にカメラを持ち込むことは許可することに決定しました。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（足立初雄君） 本日、説明のため、出席を求めた理事者は15名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（足立初雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を、6番 黒木 一君、7番 廣野房男君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（足立初雄君） 日程第2、一般質問を行います。

会議規則第55条及び第56条の規定により、質問時間は1人30分以内とし、質問回数の制限は行いません。

答弁時間も30分以内とし、質問者も答弁者も要領よく簡単明瞭にし、質問内容は通告の範囲を超えないようお願いいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

初めに、13番、笹野康男君の質問を許します。

13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、さきに通告をしております6点について順次質問をしてみたいです。

町長の1期目の4年間が終わり、5月の町長選挙において、多くの町民の支持を得て再選されました。町長のこれからの4年間の町の運営とまちづくりに期待をする1人です。先代の後を継ぎ、コロナ禍の中、新たな政策をいろいろ展開されてこられました。幸田町の「安全・安心」の一丁目一番地である菱池遊水地の着工、安全テラスセンター24、藤田医科大学岡崎医療センターの開院と同時の連携事業等、またロケツアーリズム、子どもの医療費無料助成（高校生まで）、小中学校には、教育施設でいろいろ先行されました。早い段階に全学校にエアコンを設置され、等々、数多くの施策を実行されてこられました。まず、感謝を申し上げたいと思います。しかしながら、町民の皆さんは十分に満足しているわけではありません。もっともっと新しい施策を望み、期待をしているものであります。

そこで、2期目のスタートに当たり、これからの施策について、マニフェストで「共にいたわり」「共に創る」を提唱され、6つの備えに取り組み、12項目の施策を掲げられました。これからの4年間に幸田町の「安心・安全のまちづくり」と町民の福祉増進のために、何ができるか、何をやるのか、その取組を問うものであります。12項目

めの主なものをピックアップして、6点について順次質問をしております。

まず、1つ目の「防災・減災・安心・安全の基盤づくり」であります。これからは、町内の国道、県道、町道等、生活道路の早期整備の推進と通学路の整備等は、安全対策の推進についてお伺いをしております。

まちづくりでインフラ整備の道路整備は、非常に重要であります。そこで、お聞きをいたします。都市計画決定された未整備道路がどれほどありますか。特に生平幸田線、野場横落線、安城蒲郡線はどうなっているのか。昭和47年に都市決定されてから、もう約50年がたっております。まずは、その点からお伺いをいたします。お願いします。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 街路事業の目的は、都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活と機能的な都市活動に寄与するとされています。街路事業は、都市の骨格をなす幹線道路を整備する事業であり、交通の円滑化を初め、安心・安全、都市の活力、にぎわいの創出など、まちづくりに大きく寄与する事業です。

令和2年度都市計画現況調査によりますと、都市計画道路のうち、名古屋市を除く市街化区域内の幹線道路の都市計画決定延長は2,004キロで、そのうち整備済み延長は1,523キロ、整備率は76%となっています。

幸田町については、21.29キロの都市計画道路決定延長に対し、都市計画道路整備済み延長は18.56キロ、整備率87.2%となっています。調整区域も含めると、約7割の整備率となります。

生平幸田線につきまして、一般県道美合幸田線と交差する大草八ツ面交差点から東側の430メートル区間において、北側の歩道整備事業に着手しており、昨年度に用地買収が全て完了しています。今年度は、大草神社に入る交差点から東へ約180メートルの区間について工事を実施すると聞いております。

野場横落線につきましては、圃場整備とタイミングを合わせて事業を推進しております。昨年に引き続き、今年度と令和5年度に用地買収を行い、歩道にパイプラインを埋設する関係もあるため、令和6年度に道路築造工事を行う予定です。

都市計画道路の安城蒲郡線は、本町と蒲郡市を結ぶ都市計画道路で、現在、町内では約1.5キロが未整備となっています。このうち圃場整備区域内用地については、平成14年度に買収が完了しています。町内の平行する現道は2車線が確保されていることから、事業の実施については、町内のほかの事業中箇所を進捗状況や周辺の道路利用状況を勘案しながら検討していきたいと県から聞いております。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 今のお話ですと、やっぱり用地等々はほぼ買収は済んでいるという話であります。徐々に進められていかれるだろうなというふうに思っておりますので、期待をしているところであります。

私は、深溝に住んでおります。地元から、安城蒲郡線はいつできるのといつも言われております。安城蒲郡線の用地は、先ほどもお話がありましたけれども、圃場整備で全線をもう確保してあると。山の部分が1割か2割まだ買収されていないと、こういうふ

うに理解をしておりますけれども、やはり、町民の皆さん、特に地元の皆さんは早期に着工を望んでいるものであります。

そして、もう1点、今、幸田駅前の火災の跡の解体工事が順調に進んでいると思います。その中で芦谷高力線、要するに幸田駅前道路が区画整理で広くなりました。その後、大山までの安城高力線がどういう形で拡大されるのか、拡幅されていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 安城蒲郡線の整備に当たっては、途中で交差する国道・県道はありません。事業効果の発現のためには、隣接する蒲郡市内の家屋連担区域約0.5キロも含めた未整備区間全体の整備が必要となってまいります。蒲郡市側も、事業を担当する東三河建設事務所へ整備促進要望を行っている聞いております。蒲郡市側は、住宅の連担地域であります。地元拾石町総代区から要望書の提出を受けたとのことであります。

芦谷高力線につきましては、同じく市街地での街路事業である芦谷蒲郡線の次の事業として事業化できるよう、県と調整を行っているところです。これまで地元への意向調査や代替地の取得などを行ってきており、県と調整を図りつつ事業化に向けて努力しているところであります。

御質問のありました県道につきましては、特に重要と考えておりますので、毎年町議長、町建設委員長、県議の同席を伴い、町長から県幹部に対し要望の場を町単独で設けており、今後も事業推進を図ってまいります。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 今、部長が言われるのは、本当に前向きに考えていただいていると、こういうふうに理解をいたします。特に私は深溝におりますので、安城蒲郡線は非常に切望しているところであります。特に拾石町との話、蒲郡との話ですね。それが一番重要なかなというふうに思うわけでありましてけれども、やっぱり、なかなか話を聞いておりますと、非常に進まないような状況、お互いが納得するような形で進まないような感じがしますので、私は、幸田町の地域だけでも先に拡幅をするべきじゃないか、整備をするべきじゃないかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

最近特に苦になるのが、国道・県道の中央分離帯に雑草が生えております。多く生えており、しかも伸びっ放しの状態であります。危険であり、格好もよくありません。私は、いつも鍛冶山から愛宕山、要するにデンソーのところの信号と折ヶ谷の信号はいつも通るわけでありましてけれども、本当に雑草がひどいです。格好悪いと思います。本当にこの点は、住民からの苦情等はありませんか。特に、先ほど言いました248は全体的にひどいと私は思っております。年に1回は草刈り等を行っていただいていると、こういうふうに理解をしておりますけれども、1回だけでしたら、やはり、それは足りないというふうに思っています。最低二、三回、もう5月から11月までの間はやっぱり草が伸びっ放しの状態だと、本当に格好悪うございますので、その点を整備するかどうか、今後どうしていくかという話をお聞きをしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 歩道、特に歩道にある植樹帯につきましては、愛知県から維持管理費が割高な高木を伐採し、令和6年度から低木の植樹帯の剪定草刈りを年1回から2回にする計画があると聞いております。町は、JR幸田駅西など年2回の剪定草刈りを実施しています。

また、248号線の件であります。管理者で愛知県へ状況を聞き取りしましたところ、年に1回は工事対応にて草刈りを実施しているが、それに加え住民要望、又は週に1回の道路パトロールにて確認された視距が悪い等の交通支障がある箇所については、機動班により適宜実施しているとのことでありました。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 確かに年に1回は刈ってみえるというふうに思います。特に、私は、町道に関して、町の管理のところはそこそこきれいにやっていただいていると私も思っております。そういう点で、やはり県との要望の中できっちりお話を付けていただきたいなというふうに思っております。

次に、通学路の安全対策のために、車道と歩道を分ける道路整備を進めていくべきだというふうに考えます。全部の通学路に歩道設置は難しいとは思いますが、そこで安全の一助としてグリーンベルトや白線を引いておられます。しかし、最近剥げて薄くなっているところが結構あります。早く修理等々をしていただけますかどうかお伺いをしたいと思います。今、2学期が始まりましたので、特にその点をお聞きをしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 通学路の整備につきましては、幸田町通学路交通安全プログラムの取組により、愛知県西三河建設事務所、教育委員会、防災安全課、岡崎警察署と協力し、通学路の安全確保に努めております。昨年度、会議で中止されたグリーンベルトの要望箇所につきましては、おおむね対応いたしました。ただ、委員が御指摘のとおり、まだ塗り替え等の対応が必要な箇所がございます。今後とも、通学路の安全確保は生活道路整備とは別枠で考え、スピード感を持って対応してまいります。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） よろしくお伺いをしたいと思います。

次に、2つ目の都市基盤整備で、3駅+1を中心としたまちづくりについてであります。幸田駅前、六栗、里の区画整理もほぼ終わりが見えてきました。そこで今回は、三ヶ根駅周辺の整備についてであります。土地利用といいますか、基盤整備をどう考えていかれるかお伺いをするものであります。

3駅+1のまちづくりが順調に進められていると思いますが、私が見るに、三ヶ根駅周辺が一番遅れているように思います。駅のバリアフリー化が十分されておりません。皆さん御承知のことと思いますが、エレベーターがないのは三ヶ根駅だけであります。お年寄りや障害をお持ちの方は、階段の上り下りは非常に辛いものであります。早く対処すべきことではないでしょうか。そこで、エレベーター設置はいつになるのかお伺いをするものであります。乗降客の数によっては、国の補助金が頂けないと聞いており

ますが、その点もお伺いします。乗者数を増やすためには何をすべきか、どうしたらいいのか、お考えがあればお聞きをしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） JR東海道本線の中で、今、お話がありましたように、三ヶ根駅がまだエレベーター化されていないということでもあります。今、お話がありましたように、今はトイレでも多機能のトイレがある中で、駅に行かれる方々が選択肢が階段しかないということになっている状況を見ますと、本当に私も忍びなく思っております。

そういった中で三ヶ根駅は、この3つの駅の中で乗客数が1,000人を切っております。今のままではどんどん減っていくだろうということは考えられないことはないと思います。そういった中でも住民の方々の足を確保する。特に高齢者の方がこれから高齢化になる中で、三ヶ根駅は階段だけしかないのので駅を利用するのをためらうということがあってはならないと思っております。そういった中で、私も公約の中に位置づけておりますエレベーター化につきましては、何とか最終的にはいろいろな補助金の選択が仮になくても町単独で設置を進めるという考えを持っております。その前に、まず三ヶ根駅が今は乗客が800人。例えばバリアフリー法の関係の補助採択を使おうとすると、最低でも1,000人という数字が要ると。今、考えておりますのは、三ヶ根駅周辺の土地利用計画の中で、いろいろな交流すべき人口、そして地域の方々ももうちょっとJRの三ヶ根駅を利用して行き交うような状況等々、町の三ヶ根駅の東西側のデザイン性を少しずつ変えていくことによって、にぎわいが出てくるかもしれない。もしかしたら三ヶ根駅の前にちょっとおしゃれなスポットがあれば、町外から三ヶ根駅に乗降する人が多くなるかもしれない。そういう工夫をしながら、何とか補助採択に結びつけていきたいと思っておりますけれども、バリアフリー関係の補助採択が仮に難しくても地方創生関係の補助金をまた何とか模索していくとか、そういうことはやりたいと思っております。設置の年度ということになりますと、やはり自分の任期もありますので、令和7、8に実施設計、詳細設計に入るべく当然努力をしていく。また、地域の方々にも理解を得られるように、周辺に少しでもにぎわいを求めていくような工夫をしなくてはならないということをお伺いして進めさせていただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 今、町長は、乗客数が少なくなっても、バリアフリー化法の中で2,000人以上でないと補助金はつかないということは私も知っておりますけれども、町はそれがなくても、今、町長は、ほかのメニューの補助金等を探りながら何とか任期中といいますか、この4年間のうちに模索しながら考えていくという答弁をさせていただいたと私は理解しておりますけれども、再度お聞きしますけれども、そういうことで住民の方にお話をしてもいいと、町長の任期中に格好はついてくるというふうに理解をしていいのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） エレベーター化が現実目に見える形でできているということよりも前に、今、言いましたように令和7、8というところを目標に詳細実施設計がもう終わって、それがありますと必ずエレベーター化につなぎ進めるということでもあります。現

在、JR側と、やっぱり今の耐震構造だとか、いろいろな基礎調査設計の反映をと相談することがたくさんありますけれども、結果としては、議員のおっしゃるとおりで進めたいと思います。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 非常に期待をしております。本当に、ただ、乗客数を増やすのはそう簡単ではないと私も思っております。そのためにも、これからのいろいろな施策をやっぱり考えていかなければいけないだろうなというふうに思っています。

次に、3つ目のそれに関してでありますけれども、安心して子どもを生み育てる施策についてであります。

本町の人口は、将来5万人を目指す第6次総合計画でうたっております。

今日、9月1日現在の人口は4万2,400人強であります。ここ2年間ほど人口は増えておりません。ちなみに令和2年10月1日で、2年前でありますけれども、4万2,500人でありました。3地区の区画整理もほぼ終わり、転入による人口増が少なくなってきたように思います。そこで、自然増、出産による増が重要だと考えます。安定的に人口増を願うためにも、社会増も大事でありますけれども、自然増（出産増）を増やしていくことが絶対必要だと思っております。そこで、第3子を安心して生める施策が必要だと考えます。

まず、初めに、本町の現在の出生率はどのぐらいでしょうか。今の人口減少を防ぐには、出生率2.1が必要だというふうに言われております。全国で出生率の高い県、市町村はどこでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 幸田町の合計特殊出生率は1.76であります。こちらは、厚生労働省が平成25年から平成29年人口動態保健所・市区町村別統計の概況を取りまとめて公表をしております。人口動態統計を基に、国勢調査の年を中心に5年分のデータを集計したものになります。これが最新のデータということになります。

次に、全国の合計特殊出生率の高い県はということになります。

厚生労働省の令和2年人口動態統計月報年計の概況からでありますけれども、一番高いところが沖縄県で1.86、2番目が島根県で1.69、3番目が宮崎県で1.68、以下、長崎県、鹿児島県と続いております。

次に、合計特殊出生率の高い市区町村ということになりますけれども、こちらもさきの厚生労働省の平成25年から29年の人口動態保健所市区町村別統計からでありますけれども、一番高いところが沖縄県国頭郡金武町でありまして2.47、2番目が鹿児島県大島郡伊仙町で2.46、3番目が同じく鹿児島県大島郡の徳之島町で2.40、以下、沖縄県宮古島市、沖縄県島尻郡南大東村と続いております。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 幸田町の出生率は1.76ということで、四、五年ずっと続いているような感じがします。まあ、伸びてはいないということになります。先ほども申し上げましたけれども、最低人口減を防ぐには、やっぱり出生率が2.1以上、まあ、2以上が必要かなというふうに思っています。これからは、そのための施策が私は重要なこ

とになってこようというふうに思っております。その点をしっかり考えていただきたいなというふうに思います。

本町では、少子化対策としては、子ども医療費の助成や保育園の無償化、3歳未満児の十分な受け入れ、放課後児童クラブの充実、また高校生の医療費助成等々、子育てに関して十分な施策が私は講じられているというふうに思っております。だがしかし、一つ大事なものが足りません。安心して子どもを産める病院がないことであります。随分前から町民が切望しております。早期に産婦人科病院誘致のお考えがあるかどうか。町長の人脈の広いところでどうでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 先ほど冒頭にお話がありましたように、私の6つの備えと12の項目という中で子育て支援というテーマを掲げている中で、やっぱり生み育てやすい幸田町という環境づくりに努めていく必要があるということでもあります。

1期目の公約の中に産婦人科の誘致を掲げている以上、そういった動きを、やはり2期目に入りましても取っていくということが大事であります。藤田医科大学のほうにもいろいろお話をしていたときに、町長、やっぱり産科は難しいと、婦人科は大丈夫だということとはよく言っておられましたけど、何か産科への道筋がないかなと思っていろいろな動きを、待ちの姿勢でいたということでもあります。たまたま昨年度後半ぐらいから、その時点では市民病院の院長様のほうからいろいろなお話をする中で、町長、待ちの姿勢ではあかんよと、自分なりのいろいろな人脈もあるから一度中に入ってあげるから、一度その医療関係者に話をしてみたらどうだねというのがきっかけでありました。そのきっかけの中でいろいろお話を聞くと、幸田町の産科は十分可能だと。その病院の例えば分院というような仕組みを取れば、その枠を幸田町に持っていくという仕組みを取れば増床しなくてもやれるというようなお話を聞いたところ、私もそういった考え方で、幸田町に必要最小限の病床数、ベッド数で誘致できることが可能であるということがちょっと分かったので、医師会の会長様、そして西尾の保健所長様等々にもお話をさせていただきまして、こういった地域の医療構想推進委員会というところへ、具体的に幸田町は産科の病院を持ってきたいならば、そこできちんと上げてくれと。構想じゃなくて具体的にになったら。そうしたら、当然幸田町に立地の可能性はあると。なぜならば、岡崎でも個人の開業医の先生が、あと数年で産科というものを失っていくだろう可能性が高いと。そういった中で、バランスよく三河の中で産科の医院の配置が可能になるだろうというお話を聞いたので、スピード感を持って。

前回、医療構想委員会が8月8日にございました。その中で、実は、岡崎で再び産科を復活させるという病院がありました。そういった病院はそれでいいと思います。岡崎の南部なので、幸田町にとってもとても有利であります。しかしながら、次のステップで、次の段階でこの構想委員会等が立ち上がった時期の段階で、もし、私どもが今チャレンジ又は交渉させていただきます医療関係者、産科の関係者の方々とある程度のお話合いが進めて、幸田町内に持ってこれるというような話が少しずつ具体化した段階で、構想委員会のほうに投げかけるチャンスが出るんじゃないかなと思っております。そういったことは、やっぱり西三河全体の南部、東構想区域の中での考え方ということが大

事でありますので、その辺を十分考えた上で、幸田町も産科の医院、分院というような進出計画についてしっかりと具体的方策を出せるような形で、今まで何も自分に人脈があったとかそうではなくて、そういうお話を医療機関の方からいただいたので、自分はこれがチャンスだと思ってやれるところまで動いてみようというのが現状でございます。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 今、町長に、本当に具体的に話をさせていただきました。そういう点では、町民の方も本当に期待をしてみえるというふうに思います。町長の人脈の中で、広い中で、やはり、いろいろなお話をつけていただいて、ぜひとも幸田町に産婦人科を誘致するというのを私は期待しております。

そこで、将来5万人の町への人口増は、出生率だけの問題ではないと思います。そこで、住宅地の整備や企業立地等による社会増もしっかり考えていかなければいけないと思っております。

そこで、4つ目の質問に入っております。

土地利用計画についてであります。お聞きをしております。

まず、幸田町における耕作放棄地の状況はどうなっているかお伺いをいたします。

近年、雑草で生い茂っている田畑を多く見かけます。深溝学区においても数多く見ます。50年前に海谷区で国費の補助で一種農地として農地造成が行われました。その一種農地である土地が、耕作放棄地状態になっております。今後もこの状態で何もしない形でいかれるのでしょうか。農村集落に高齢化が進んでいる状況の中、農地保全は非常に難しく思っております。今後の本町の税収財政を考えたときに、何とか有効利用して、企業誘致、住宅開発の施策が必要と考えます。

土地利用の規制の厳しい中で、本町では、第2期の幸田町まち・ひと・しごと創生総合戦略で1年半前に国家戦略特区のスーパーシティ構想を立ち上げられました。そこで総合戦略では、三ヶ根エリア、海谷地区でありますけれども、農村集落と耕作放棄地を生かして、安全・安心のまちづくりを進めていくとうたっております。そのためにも、あえて言います。行政の意識改革をし、各所管がワンチームになって、具体的に組みんでいくことが重要ではないでしょうか。お伺いをいたします。これは、あくまで幸田町の人口5万人の目標を達するためであります。お伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 事業を推進していく上で、特に大きな事業、特にスーパーシティ構想を立ち上げたということで、様々な関係部局の横との連携が本当に必要であり、なおかつ民間との情報調整がとても重要であります。今回この結論については、まだしっかりしたものが出てきておりませんが、やはり将来10年だとか、デジタルの構想もそうなんですけれども、そういったところを見据えたところに一つの計画性を職員として、必ず職員もそれぞれ異動があったり退職したりしますけれども、何らかの形で見据えた構想をしっかり整えていくためには、今お話がありましたように、ワンチーム、それぞれ横との連携等々が必要になるということでもあります。様々な議論が出尽くすことを十分認識しながら、最終的には責任を持ってしっかりとした協調したテーマをしっかり構築しながら、ワンチームとなって進めていくという方向に導いていきたいと思っ

ております。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 農振のほうの整備計画では、本町は恵まれた自然環境を大切に、農業の持つ多面的機能を発揮しながら、都市近郊を生かした農業の振興を図っていくとともに、担い手への農用地の利用集積を推進し、効率的かつ安定的な農業経営の育成に積極的に取り組んでいく。こうした現状も踏まえ、都市化の進展等、農業振興との調和を図りつつ、第6次幸田町総合計画の基本構想の下、町の地域特性にふさわしい土地利用の形成を図っていくということで、幸田町農業振興計画整備計画書にはうたわれております。

そこで、耕作放棄地の状況はとのお尋ねであります。

優良な農地が耕作されず荒れてしまい耕作が放棄されてしまうといった問題は、本町のみならず全国的な問題となっており、本町におきましても耕作放棄地の割合は年々微増ではありますが増える傾向にあります。ただ、その大半は、圃場整備が未整備である場所や山沿いであるなど耕作条件が悪い農地が多く、このような農地を復活させるためにはかなりの労力が必要となっているのも現状でございます。

そういった状況である中、令和3年5月に、現在運用されている人・農地プランが法定化され、10年後を見据えた幸田町としての地域計画を令和7年3月までに策定することが求められております。農業振興部局としては、その策定に向け現在取り組んでいる状況ということでございます。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 確かに規制は難しいとは思いますが、規制解除に関しては。特に、部長のところは農振を守っていく、農業を守っていくと、こういう姿勢の中で進められているというふうに思うわけでありませうけれども、現状は要するに放棄地だということでもありますので、やっぱり町全体でどういう形で進めていくかということが非常に私は大事じゃないのかなと特に思います。特に三ヶ根駅の乗者数を増やすためにも、住宅開発をしていくとか、企業誘致をしていくとか、そういう考えを持たない限り、私は増えていかないだろうなというふうに思うわけでありませう。本当にそれなりに立場立場でやっぱりあるとは思いますが、先ほど申し上げましたとおり、幸田町全体でワンチームになって幸田町をどうしていくかということをやっぱり考えてほしいなど。緑住文化都市とこういうふうにならうというふうに思っております関係上、やっぱり緑あふれたまちづくりはしていかんというふうに思っておりますので、考えてほしいなというふうに思います。

次に、企業立地についてでありますけれども、須美前山地区で企業庁により工業用地の開発、企業進出の公募がされているようであり、その状況をお伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 企業立地の状況について御説明させていただきたいと思いません。

順番にですが、須美前山地区の現在の状況でございます。令和3年12月16日に愛知県企業庁におきまして開発を進めていくという旨の公表がされまして、令和4年7月25日からですが、立地エントリー制度の受付が愛知県企業庁において開始をされてお

ります。各企業におきましては、様々な情報を参考に進出を検討していただいている状況と考えております。今後エントリー企業が出てくると思われますけれども、企業庁のほうに確認をしたところ、複数の企業から相談は来ているという状況で、具体的にはその内容についてお示しをしていただいている状況ではない状況です。このエントリーにつきましては、令和5年夏頃まで実施をされ、令和5年度末までには立地内定の企業を決定していくという予定になっております。

国道23号バイパス沿線の企業立地の状況につきましてですが、須美インター付近の須美東山地区でございます。中村精機株式会社様が第1、第2工場の立地に続きまして、第3、第4工場の増築を進めていただいております。今後、農振除外等の手続を進め、令和6年度末には第3工場が立地予定で、令和8年度末には第4工場が立地する予定と伺っております。

次に、中村精機様の北側であります、須美楠・松坂地区でございます。株式会社近藤製作所様が工場立地に向け動いていただいております。本年の3月までには現地測量を完了しておられ、4月に地権者との土地売買契約が締結をしている状況でございます。現在は、市街化調整区域での立地許可基準を得るため、愛知県と調整中でございます。

また、桐山インター付近でございますが、拡大工業地区になっております。民間開発での話が出ているということもございますが、また企業様から進出の意向が正式に提出をされておられませんので、具体的な企業名の公表には至っていない状況です。

3つ目の芦谷インター付近ですが、今のところ目立った動きはございませんけれども、町といたしましては、民間の開発企業立地について最大限の協力体制を取っていく心づもりでございます。

最後になりますが、長嶺拡大工業地区でございます。当初この地元の開発推進協議会での意見がまとまっておりませんで、小区画での民間開発での企業誘致も考えていたわけでございますが、このたび一体的な長嶺地区工業団地開発構想に向け、地元開発推進協議会の皆様との合意形成が進みましたので、今後は愛知県企業庁の開発検討地区にこの内容も加えていただくために、長嶺拡大工業地区約12.5ヘクタールとなりますが、この測量と造成概略設計を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） ありがとうございます。

国道23号線バイパス近隣でもいろいろ計画があるようでありますし、また新たに長嶺地区でも12ヘクタールぐらいの土地を企業立地という形で進めていかれるというふうに思っております。楽しみにしているところであります。要するに企業が来れば、税収も多少上がってくる、法人税は非常に厳しいですけれども。そういう点で要するに固定資産ということ考えたときには、本当に企業立地は有効かなというふうに思っております。それに通う人、従業員の住むところも当然幸田町になってくる可能性が出てきますので、人口増の期待ができるわけでありますので、企業立地は頑張っていただきたいというふうに思っております。

次に、5つ目の質問であります。郷土資料館、武道館、総合体育館の建設の件であり

ます。

多機能はスポーツ施設であります総合体育館、歴史や文化の保存である郷土教育の拠点の歴史博物館の建設はいつ頃考えてみえるかお伺いをします。幸田町には郷土資料館はありますけれども、総合体育館はありません。人口4万2,000人の町で総合体育館がないのは、本町だけではないでしょうか。住民意識調査の中でも、総合体育館の建設の希望が多く出ております。現在、スポーツ関係者は勤労者体育センターと学校体育館の利用で頑張っておられます。そこで、まず勤体の利用状況をお聞かせください。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 長年の幸田町民の夢であります総合体育館についての御質問でございます。

勤労者体育センターの現状につきましてでございますが、直近の8月1カ月の利用状況で申しますと、予約率は98.1%、非常に高うございます。中でも利用者が集中します土日又は平日を含めた夜間の7時から10時、こういった時間についてはいずれも100%という非常に高い人気で、なかなか皆さん予約が取れない状況であると認識しております。このような飽和状態でありますので、私どもとしても、何とかそういったものについて手を考えていかなければならないと認識しております。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 今、部長が言われるとおり、本当に勤体はもともと小さい施設ですので、しかも予約率が土日、夜になるとほとんど満員だと、取れないということを私も聞いております。そういう点では、やはり学校施設体育館を使って、学校施設を使うわけですから、子どものためにもいいのか悪いのかと考えたときには難しいのかなど。だとすれば、やはり総合体育館をと、こういう話になってくるというふうに思います。

総合体育館の建設には、多額の資金がやっぱり必要かと思えます。だがしかし、町民は、体育館の建設を大いに期待をしております。最近では、近隣の市町でも公共施設をPFIで建設運営しているところが数多くなってきたと思えます。そこで、本町でもPFI方式で民間の資金とノウハウを活用して、いち早く町民の期待に応えるべきではないでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員お尋ねのとおり、新総合体育館建設は非常に大きな課題だと認識しております。やはり、新しい体育館を建設するには多額の資金を要しますことから、町単独ではなかなか対応できないと考えております。様々な補助金を模索したり、議員がおっしゃるように民間資金を活用したPPP、PFI、そのような事業も念頭に入れて、現在全国的に導入されている手法を調査研究しているところでございます。直近で申しますと、滋賀県ですとか、それから静岡県袋井市でありますとか、浜北でありますとか、そういった様々なところへ視察で勉強に行かせていただいているところでございます。今後もそういった施設を勉強させていただく中で、しっかりと計画推進に向けて頑張りたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 今、部長が言われるとおり、本当にそれぞれの自治体で、やはり単

独では非常に難しいと、補助金を頂きながらと、また民間の力を借りながらと、こういう考え方が私は必要かなというふうに思います。本当、一言言っておきますけれども、お金がなければ知恵を出す。このことが大事ではないでしょうか。

最後の質問であります。財政健全化についてであります。

令和4年度の一般会計予算は194億であります。年々大型予算が組まれております。そこで、現在の財政調整基金と町債、借金の残高をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 幸田町の財政の状況でございますけれども、本定例会の初日に報告第4号 健全化判断比率等についてで報告をさせていただいておりますが、各指標とも基準内でありまして、健全な財政状況でございます。

今回の御質問ですけれども、9月のこの補正をお認めいただきました後の基金につきましてですが、財政調整基金の現在高見込額が22億6,884万7,233円でございます。また、一般会計の起債現在高は33億187万4,000円でありまして、起債の借入額と償還額のプライマリーバランスを取りながら、財政運営を行っているところでございます。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 確かに財調が、4年度の繰り越されるか、繰入金が大抵11億か12億ぐらいだったと思います。それを9月の予算決算等で大体半分以下になってしまう。それだけ幸田町は裕福な町かな、要するに残があるということであると思っております。

平成24年の借金が138億か137億だったと思っておりますけれども、令和3年度では30億と。一般会計ではもう35億、下水道集落で25億であります。10年間で大体80億を減らしてこられた。本当に財政は健全だと、それは当然だというふうに思っております。これだけ見れば、幸田町は裕福な町だと皆様は思われると思っております。しかし、よく考えると、ここ数年前からのふるさと納税の寄附額の増加が大きな要因だと考えられます。そこで、本町の歳入でふるさと納税は大きな金額であり、令和3年の決算で33億7,000万円でありました。令和4年度の予算は28億であります。ふるさと納税次第では、事業展開が進んでいかないというふうに考えられます。私は、ふるさと納税制度はそう簡単には終わらないというふうに思っております。安定的にふるさと納税を増やすにはどうしたらいいのか、その方策をお聞きしたいと思っております。何かありますか、お伺いします。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） ふるさと納税をより多く御寄附を頂くために、昨年度に引き続きまして積極的に新規事業者の開拓に努めているところでございます。また、より見やすく幸田町の魅力の伝わりやすいパンフレットですとか、返礼品の紹介サイトの作成、またPRイベントの開催等の情報発信を行っております。

現在、幸田町の返礼品は29事業者、268品目取り扱っておりますが、現在の事業者に新たな返礼品の拡充の依頼をしております。また、併せて、新しいパートナー事業者の開拓をするために、今年度は個別に事業者の方々へお話をしているところでございます。

クラウドファンディングにつきましては、今年度はまだ実施を予定しておりませんが、適した事業があれば実施をしてまいりたいと考えております。

今後も丁寧な事業者への説明、またサイトの改良、広告宣伝、アンケート等を活用したオリジナルグッズの配布などによるPRに取り組み、ふるさと納税の先進地でございます泉佐野市を参考とし、ふるさと納税のさらなる確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） ありがとうございます。担当者は頑張っていたきたいなというふうに思っております。

次に、公共施設の借地状況をちょっとお聞きしたいなというふうに思っています。

1年間の借地料が、5年前でしたか、4,300万程度と記憶をしております。その後、解消した分はどれほどあるのか。また、現在の状況をお聞きしたいと思います。特に高齢者生きがいセンター、粗大ごみ収集施設、桐山にあります。北部中学校、町民会館等はどうでしょうか、お伺いをいたします。借地料の多いところでは非常に解消は難しいというふうに思っておりますけれども、根気の要る交渉だと思っております。しかし、頑張っていたきたいなというふうに思っております。

○議長（足立初雄君） 企画部長。

○企画部長（成瀬千恵子君） 借地につきましてですけれども、令和3年度末時点での総借地面積は10万8,348平方メートル、令和3年度の借地料は3,276万4,000円でございます。5年前の平成29年度と比較をいたしますと、面積は1万6,527平方メートルの減少、平成29年と比較をいたしますと86.8%、借地料は1,024万1,000円の減少、比較をいたしますと76.2%となっております。引き続き借地の解消につきましては、適正化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 高齢者生きがいセンターについての御質問がありましたので、答弁のほうをさせていただきます。

平成元年度から借地を開始しておりまして、昨年度末現在における借地状況につきましては、借地面積が3,032平米、地権者が4人の7筆となっております。借地料は、年間374万8,000円となっております。借地解消につきましては、直近では令和2年度に1件の借地解消を達成しております。現在、福祉施策推進構想の中でセンターの大草広野地区への移転拡充の計画を進めておりまして、今後、センターの移転後、現在のセンター用地を原形復旧した上で借地返還を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 町民会館、北部中学校の状況を御説明申し上げます。

町民会館につきましては、昨年度は1筆の借地の解消、1,010平米の借地解消が進みまして、残りが3筆ございます。3筆で3,306平米となっております。町民プールにつきましては、2筆そのまま現状維持でございます。それから、北部中学校につきましては、現状ですけれども2筆ございまして、引き続き交渉を進めてまいりたいと

考えております。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 粗大ごみ集積処理場でございます。環境課のほうで所管しているわけですが、年間の借地料としては191万4,000円となっております。現在、本施設につきましては、買収による借地解消の可能性について関係他法令等、事前調査を現在進めているところであります。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野君。

○13番（笹野康男君） 本当に借地に関しては1,000万円ぐらい減ってきたという話がありましたけれども、やっぱり少ないほうがいいのか、そのためにもやはり所管がそれぞれ努力をしなければいけないのかなというふうに思います。特に北中に関しては、地権者の相続の関係で、やはりそのときがいいチャンスかなというふうな感じを、私は個人的には思っているわけでありましてけれども。そういうことも考えながら、大きい借地料に関しては頑張っていたきたいなというふうに思っているところであります。

もう本当の最後でありますけれども、幸田町の人口5万人を目指して、安心・安全のまちづくりのため「共にいたわり」「共に創る」をテーマに町長のリーダーシップの下、町職員がワンチームになって町民の福祉増進のために頑張っていたくことをお願いし、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（足立初雄君） 13番、笹野康男君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、11番、都築一三君の質問を許します。

11番、都築君。

○11番（都築一三君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、通告順に質問してまいります。

まず1つ目、地球温暖化対策についてであります。

地球温暖化の影響と見られ、熱波や豪雨、山火事といった異常気象が世界各地で多発するようになってきております。そういった報道を耳にする機会が増えました。また、地球温暖化による気温上昇に伴って、増加が予想されるのが熱中症であります。全国的にも熱中症による死亡者は増加傾向にあると厚生労働省は言っています。そこで、まず本町における救急搬送の中で熱中症の数や割合はどうなっているのか。また、近年上昇傾向にあるのかお聞きします。

早速大草区要望で、町民会館横の芝生広場でグラウンドゴルフで熱中症で救急搬送が続出のため、5団体から屋根付避難所設置、長椅子とテーブル等の要望が出されました。また、一昨年夏、埼玉県熊谷市では41度1分を記録して、日本で一番暑い町として逆手にPRをしております。この屋根付避難所等の要望も併せてお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（足立初雄君） 消防長。

○消防長（小山哲夫君） 熱中症の発生状況につきましては、過去5年間で搬送件数の増減はありますが、23人から37人の救急搬送があります。傷病程度別では、中等症の割合が平成2年で43%と最多となりました。重症につきましては、令和元年から令和3年まで毎年1人の搬送事案が発生しております。また、熱中症疑いで死亡事案も、平成30年、令和2年に屋外での作業中にそれぞれ1人発生している状況であります。

救急搬送全体における熱中症での搬送割合は、毎年全体の約2%となっております。

気温につきましては、過去10年間では、35度以上の猛暑日は毎年記録しており、平成30年は気温が37.7度、令和2年には最高気温38.2度を記録しており、真夏日と言われる30度以上の日が5月から10月までとなっておりますので、長期間にわたる熱中症対策が必要になると考えております。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 先ほどお尋ねのありました町民会館の芝生広場の件でございますが、大草区からの要望書については、正式なものはちょっと私はまだ確認しておりませんので詳細は申し上げられませんが、議員からは内々にお話は伺っております。所管とも調整する中で、一度よく検討してみたいと思います。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。

地球が温暖化すると平均気温が上昇するだけでなく、真夏日や猛暑日が増加すると言われております。小まめな水分補給など熱中症には気をつけていかなければと思います。

次に、地球温暖化、脱炭素社会、ゼロカーボン、気候変動、異常気象など、これらの言葉が聞こえてこない日はありません。地球温暖化の主な原因は、私たち人間活動にあると言われ、地球温暖化に及ぼす影響が最も大きい温室効果ガスである二酸化炭素などは、石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料により排出され、産業革命以前よりも約40%も増加したとされております。

さらに、2018年から2019年まで二酸化炭素濃度の増加量は、前年までの増加量及び最近10年の平均増加量よりも大きかったそうです。二酸化炭素の累計排出量と世界の地上気温、平均気温の上昇はほぼ反比例しており、今世紀末には、世界の気温が0.3度から4.8度、有効な対策を取らない限りは2.6度から4.8度上昇し、海面水位は26センチから82センチほど上昇すると予測されております。南太平洋にあるキリバスやツバルなど海拔の低い島国では、海面が上昇することで国土の大部分が水没すると心配されております。

気候変動に伴い、ゲリラ豪雨や次々と発生する発達した雨雲が列をなし、組織化した積乱雲によって、数時間にわたって、ほぼ同じ場所を通過又は停滞することで作り出される線状に伸びた地域に大雨を降らせる線状降水帯の発生など、今までに経験したことのないような危険性が高い気象状況の発生が増加しております。これは、気候危機とも言われております。

このような状況に鑑み、菅内閣総理大臣は、2年前、2020年10月の所信表明演

説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする脱炭素社会の実現、いわゆるカーボンニュートラルを目指すことを表明しました。本町においても、2022年2月に、令和4年第1回幸田町議会定例会の町長の施政方針において、2050年二酸化炭素実質排出ゼロを目指すことを表明しております。そこで、まず、この表明に関して現在の全国や愛知県の状況はどのようになっているのかお尋ねをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） ゼロカーボンシティを表明した自治体数につきましては、令和4年7月29日現在の環境省のデータでは、全国の都道府県、市町村を合わせて全体で1,794団体あるわけですが、そのうちの758団体、42.3%であります。また、愛知県下の市町村では、54団体中23団体、42.6%であります。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。

では、温暖化対策や脱炭素社会実現のため、国や県の取組状況を確認させてください。よろしくお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 我が国においては、年間で12億トンを超える温室効果ガスを排出しており、2050年までにこれを実質ゼロにする必要があるとされております。御承知のとおり、実質ゼロというのは、使うエネルギーを減らし、エネルギーも化石燃料から再生可能エネルギーに変え、それでも排出した二酸化炭素は森林で吸収して実際の排出をゼロにするということであり、国は、カーボンニュートラルへの挑戦が、産業構造や経済社会の変革をもたらす大きな成長につながるという発想から、日本全体、国民一人一人が意識して取り組んでいくこととしております。

国の計画においては、2021年10月に新たな目標を盛り込んだ地球温暖化対策計画を5年ぶりに改訂し、2030年に温室効果ガス46%削減、これは2013年度比でございますが、これを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦し続けることを表明しております。また、令和3年6月に策定された地域脱炭素ロードマップにおいては、地域に対して今後5年間に施策を集中し、人材、技術、情報、資金を積極的に支援することで、2050年を待たずに脱炭素を実現することを表明しております。

愛知県においては、あいち地球温暖化防止戦略2030を、国の温室効果ガス排出削減目標の引上げを踏まえ、今年度中に改訂を行うこととしております。また、2030年度までに全ての市町村が地方公共団体実行計画を策定するように技術的な支援を行うこととしております。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。

脱炭素社会の実現、また温暖化対策推進は、世界規模、地球規模でやらなければならない重点項目でもあります。国や県、企業の取組に任せるのではなく、個人一人一人が意識してできることを実践していくことが大切だと思っております。そして、30年後、50年後、そのもっと先の未来の子どもたちにこの美しい自然豊かな幸田町を残すため、

幸田町も本腰を入れて取り組んでいく必要があると思います。

そこで、ゼロカーボンシティ表明以降、本町の脱炭素社会の実現に向けた新しい取組があればお尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本町の取組といたしましては、今年度において、第2次幸田町環境基本計画を策定中でございます。この計画は、令和5年度からの10年間を対象としており、地球温暖化対策実行計画、地域気候変動適応計画を含めて策定するものであります。

現時点での大まかな内容を申し上げますと、地球温暖化の影響が既に表れていることを示し、我慢する省エネの時代から積極的に省エネ設備を導入して、地球温暖化対策と快適さを両立する時代にシフトするよう、国・県共に取り組むものとされております。既に令和4年度からは、新エネルギーシステム設置費補助金及び次世代自動車購入費補助金を拡充し、より一層省エネ設備再生可能自然エネルギーを一般家庭に浸透させることにより、温室効果ガス削減、地球温暖化防止を目的として実施しているところでございます。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。

次に、温暖化対策、脱炭素社会に向けて推進体制の構築をということで、我が国では2050年カーボンニュートラルの実現とともに、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減する目標の実現に向けて、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体などを複数年度にわたり、補助金や交付金など、継続的かつ包括的に支援するとして、環境省の2022年度予算に盛り込まれております。

環境省の脱炭素推進事業を検索しますと、脱炭素先行地域に指定されれば、補助金や交付金が多種多様に用意されているようです。

脱炭素や温暖化対策推進など、国が期待する脱炭素社会の実現は、2050年までにやらなければならない課題であります。本町においても、補助金や交付金の手厚い今、積極的に意欲的に手を挙げ、多くの町民や町の各所に横断的にその補助が行き渡るよう、国の支援の受皿となる具体的な部署、あるいは課を設置し、推進体制の構築を図るべきではないでしょうか。実際には多くの課というか、全ての課にやることがあると思います。ほかの課との調整も必要であります。適正な人員を各拡充し、具体的な部署を設置し、その提案をいたしますが、いかがお考えでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 温暖化対策、脱炭素社会の実現に向けた具体的な部署の設置について御提案をいただきました。

本町におけるカーボンニュートラル推進に向けての体制につきましては、現在、環境課を総合的な窓口として国や県からの情報収集に努めるとともに、省エネ設備や再生可能自然エネルギーを一般家庭に浸透させる事業を進めているところでございます。今後、全庁を挙げて、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進するに当たっては、議員仰せのとおり、国や県の支援の受皿となり、また必要な情報提供を行いながら、他課との調整役

を担う推進体制を整える必要があると考えております。現時点では、カーボンニュートラルの推進を目的とした新たな部署の設置は考えておりませんが、今後ますます業務量の増加も見込まれることから、役場全体の組織体制や人員配置の状況等も踏まえた上で、その体制の強化も検討してまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 全体のバランスもあるかと思いますが、ぜひ検討してください。

カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けては、誰もが無関係ではなく、あらゆる分野であらゆる主体が必ず取り組むべき必要がある事業であります。30年後、50年後、そして、ずっと先の世代も安心して暮らせる持続可能な経済社会を目指し、ゼロカーボンシティを表明されたと思います。脱炭素社会の実現に向けた取組など、積極的に挑戦していただきたいと思います。町長のマニフェストにもカーボンニュートラル推進事業の展開が掲げられております。将来展望が開ける輝かしい幸田町を作っていくために、今から備えが必要であります。ここで、町長の決意をお聞きしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） 先ほど来からお話がありましたように、地球温暖化の原因と見られます猛暑が、これが本当に増加しております深刻な問題となっていることは、日本及び世界でも同じ課題であります。そういった中でパリ協定が結ばれて、2050年度までに二酸化炭素の実質の排出量をゼロにする必要があるという大変な目標を掲げたところであります。本町におきましても、行政そして事業者一体となって、こういった脱炭素社会に向けた取組が急速に広がっている中でしっかりと進めていく必要があるということでもあります。

先ほど来、担当からお話がありましたように、第2次環境基本計画、これも令和5年度から始まります。こういった計画の充実を図りながら、幸田町のゼロカーボンシティの実現に向けた取組を着実に進めていくというような形で、決意という形で進めさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 全体のバランスもあるかと思いますが、ぜひ検討してください。カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現に向けては誰もが無関係ではなく、あらゆる分野であらゆる主体が必ず取り組むべき必要がある事業であります。30年後、50年後、そして、ずっと先の世代も安心して暮らせる持続可能な社会を目指してもらいたいと思います。

カーボンニュートラルのほかに、SDGsやデジタルトランスフォーメーションなど取り組むべき課題がありますので、適切に対応して行ってください。

次に、2番目の実現に向けた取組の2項目めの質問をいたします。

過去にも質問いたしました、先ほど笹野議員からもありましたが、第二東名につながる県道生平幸田線の開通について、その後どうなったかお尋ねをいたします。

岡崎市と合併前の額田町が、乙川リバーヘッド大作戦として、第5次額田町総合計画基本構想に基づいて、「豊かな緑と水を生かす元気な額田町」を造ろうと町づくり課を新設し、324メートルの山を無償提供していただき、その山をよみがえらせました。

この大作戦の参加者は、3人1組で5,000円の参加費を出して、額田で焼いた8キロの炭を山中にまきました。その炭がきれいな水を作り出すことに貢献しました。また、記念プレートには未来のメッセージを書いて、森に掲げました。当時の額田町長であった鈴木啓允町長の思いは、第二東名・額田インター右側を桜とモミジが一望できる場所にすることでした。

第二東名につながる県道324号線、生平幸田線は、幸田町の産業と観光にも影響のある重要な道路であると考えます。また、大草区のごみ問題の解決のためにも再度質問いたします。現在の進捗状況をお尋ねします。

おおだの森には、旧清友会3人と一緒に、2019年2月16日と2022年2月3日に登ってきました。昔と変わったことは、展望台が朽ち落ちて撤去されておりました。頂上の記帳小屋では、2回とも記帳をしてまいりました。この額田インターにつながる生平幸田線については、前にも質問いたしましたが、平成26年9月11日と29日に県からお見えになって、大草老人憩の家と山寺のコミュニティの2カ所の会場で説明会がございました。道路南側の大井池の道路を迂回させ、高架橋でまたぐ変更案と、現地測量の実施確認及びなるべく田んぼを斜めに横切らないなどと説明がありました。この道路は七曲がりの道路で、お正月には正月の前の準備のため、猿田彦神社、弁天祭りで交通量も多く、毎年ポイ捨てが多く、軽自動車2台分のごみを大草区役員で拾って苦労しております。年末のクリーン運動で集めております。大草区としても、このごみのポイ捨ては何かならないかなと毎年思っているところでもあります。そのためにも一日も早い開通が待たれる道路でございます。その後、一向に話がありません。県議の2人に聞いても話はありません。いつ開通するのでしょうか。7坊のあったこの道には、7坊の寺院の関係上、お宝が出土する可能性があることもあり進展しないのでしょうか。幸風会の要望でも町長にお願いしておりますが、何年待てばこの工事は進展するのでしょうか。現在の進行状況を教えてください。また、この道路をどのように考えているのかもお尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 一般県道生平幸田線につきましては、幸田町地内から国道1号及び新東名高速道路へのアクセスルートとなる路線ではありますが、現道は道幅が狭く、線形不良の問題があります。この間の整備には整理する課題も多く、多大な事業費と時間を要します。現在、町内では、県道須美福岡線、蒲郡碧南線の整備事業が行われていることから、それら事業の進捗を見ながら、事業化の時期について県と相談してまいります。

なお、生平幸田線については、一般県道美合幸田線と交差する大草八ツ面交差点から東側の区間430メートルにおいて、北側の歩道整備事業に着手しており、昨年度に用地買収が全て完了しています。本年度は、大草神社に入る交差点から東へ約180メートルの区間について工事を実施すると聞いております。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。私は、この道路が実現される日を待ち続けております。

次に、2項目めになりますが、これも再度のお願いになります。

町民会館でお願いに行きましたら、切符を売る自信がないということをおっしゃいました。この前は真山美保の作の劇団新制作座「泥かぶら」の幸田町公演をお願いしたいと思います。

昔、文部大臣奨励賞を受けたこの演劇「泥かぶら」を、私は青年団や婦人会の人たちが切符を販売してくれて、子どもの頃に見ることができました。私の自宅の裏は、大万製材という製材があります。昔は、ここは農協、そして大草公民館でした。子どもの頃は映画、芝居が来まして、太鼓を担いで芝居の呼び込み、我が家では五右衛門風呂を提供し、また瀬戸物市や、昔、農協の前では昼時にのこぎり屋さんがお見えになって、目立て屋さんの番をしてキャラメルをもらったという思い出がいっぱいあります。大草神社周辺は、昔と比較してさま変わりしております。どこの神社でも芝居を見ることができ、幸田町でも親戚同士の交流が頻繁にありました。今は、コロナ禍は孤独を深める人が多い。だからこそ、いじめなどで苦しむ子どもたちにもこの作品のメッセージを伝えたいと、プロデューサーの小津和知穂さんは、1952年、昭和27年の初演以来、劇場や学校で2万回以上の公演を重ねています。いじめに苦しむ子どもたち、醜い顔でいじめられていた少女が本当の美しさとは何かを気づき、成長する物語で、愛知県一宮市の紡績工場で働く女性工員たちから着想を得たとされています。

「泥かぶら」は、文部省推奨のお墨つきの演劇です。泥かぶら・泥かぶら・泥かぶらと石をぶつけられているところを通りがかりの老人が、汚く醜い顔でいじめられている泥かぶらに3つの言葉を教えます。「にっこり笑うこと」、2つ目に「自分の顔に恥じないこと」、3つ目が「相手の身になって思うこと」と教えるのです。それからの泥かぶらの行動は、激しく揺れ動きます。近くに赤ん坊が泣いていれば子守をしたり、近くに病人がいれば急な崖の上に登って、薬草の花を採取したりして一生懸命働くのです。ある日、人さらいが若い女の子を売り飛ばそうと村にやって来ました。ほかの女の子を連れていこうとすると、わたいが行くと身代わりになるのです。あるとき、人さらいが女の子を連れていこうとしたとき、自分が名乗り出ました。その後、人さらいは、泥かぶらの不思議に見える行動を見ながら旅を続けます。人さらいはだんだんと心がもやもやしてきて、自分の仕事がひどいことをしていることに気がつくのです。最後は人さらいも改心して、人さらいをやめるのです。そして、泥かぶらは絶世の美人に変身していくというのが、この内容であります。地元の子どもの四、五人この演劇に参加できるということもプロデューサーから聞いております。文部省推奨のこの演劇を子どもに見せることで、一生私のように、その感動は忘れることはないでしょう。私の家の近くの教員の方も御覧になり、大変すばらしい内容であり、たくさんの人に見てもらいたいとおっしゃっておられました。1,008席のさくらホールで子どもさんと親御さんが見ることによって、本当にためになると思います。私は、プロデューサーから電話でお誘いがあって、古い芝居小屋、村国座、各務原市のおがせ町にある村国座に行きました。この2階の桟敷席が5,000円、定員が150人でした。私は、2,500円を支払いました。昔ながらの懐かしい手引きの幕で、本当に古い神社の中にある村国座。各務原市の市長さん、教育長の挨拶後にこの芝居は始まりました。私がびっくりしたのは、こ

の舞台の上にドンと昔の投げ銭というんですか、あれが投げ入れられましてびっくりしました。私も持っている小銭をティッシュに包み投げ入れました。最後のフィナーレは、子どもたちによる花束贈呈が行われました。幸田町でも実現可能だと思います。知恵を絞って実現することを強く希望いたします。幸田町には、1,008席のさくらホールがあります。村国座よりも安く、そして子どもたちに見せることができます。私が子どもの頃に見た「泥かぶら」は、素晴らしい演劇です。多くの方々が「泥かぶら」のことを覚えていて、人生の思い出として心の中で行き続けることなのでしょう。町内での公演をぜひ実現させていただきたいと私は思っておりますが、可能でしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 以前にも議員から、「泥かぶら」についての御要望は受けた覚えがございます。「泥かぶら」につきましては、議員がおっしゃるように、とても素晴らしい作品であり、昭和27年10月に一宮市で初日の開幕を開け、戦後混乱した時代に一条の光を投げかけた名作であるということは私も承知をしているところでございます。このような素晴らしい作品が、子どもたちにメッセージを伝える役目を果たすというようなことも承知しているところでございます。こういった素晴らしい作品をぜひ開催をという要望でございますが、文化振興協会、私ども町民会館の指定管理でございます、そういったところに働きかけをしたり、それから、また中学校にもこういった生徒に対して有効な作品であるということはPRをさせていただきたいと考えております。教育委員会として、PRをする中で開催については検討してまいりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。本当に内容が素晴らしいので、また各務原市へ行ってきましたけれども、人数が少ない定員も少ないものですから金額も高かったんですけども、コロナが終結後で結構でございますので、町民会館、水前寺清子のこけら落としで始まった町民会館は平成8年にできまして、本当に多くの方が楽しんでおられますので、子どもさんも、先ほど言いましたように、四、五人の方が演劇に出れるようでございますので、ぜひ公演ができるように部長にもお願いをしたいと思います。

次に、最後の質問に移ります。

昨今のゲリラ豪雨など集中豪雨による被害を、報道でよく見かけております。そのような中、災害関連死を含め300人を超す方が亡くなるという、平成最悪の水害となった2018年の西日本豪雨から4年になります。翌年の1月の消防庁による被害報告によりますと、この災害で広島県において115人が死亡、5人が行方不明に、岡山県においては66人が死亡し、3人が行方不明になっています。また、風水害で犠牲になった方々を追悼する追悼式が、広島、岡山などで行われ、今なお広島、岡山、愛媛の3県で、仮設住宅など一時的な住宅で暮らす仮住まいの方が112人に上ることが報道機関の取材で報告されています。追悼式の参加者からは、日頃から身近にどんな危険があり、どう行動するかを考えることが大切であるという意見が聞かれます。

2020年の熊本県を中心とする九州や中部地方などで発生した令和2年7月豪雨や、2021年に発生した静岡県熱海市の大規模土石流など、例年7月には、日本の各地で

風水害の発生が相次いでおり、今年も線状降水帯が幾度となく発生しています。

そこで、我が町の2つの防災マップについてお伺いします。

幸田町には、地震防災ハザードマップと風水害防災ハザードマップの2つのハザードマップがあります。今回は、その2つのハザードマップに関連する幸田町の防災体制についてお聞きします。言葉が長いので、地震防災ハザードマップを地震マップ、風水害防災ハザードマップを風水害マップとして呼ぶことにします。

地震マップでは基幹避難所、風水害マップでは基幹的避難所として各小中学区など公共施設が指定されています。まず、この避難所に「基幹」及び「基幹的」の言い方に違いがあります。何の違いがあるのか、また改めて基幹的避難所とは何なのかお尋ねをいたしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 地震ハザードマップと風水害ハザードマップに用いた用語の関係で、紛らわしくて申し訳ございません。結論的には、特別な専門用語でもございませんので、基幹避難所と基幹的避難所、その意味に違いはございません。ただ、現時点におきましては、地震マップを刷り増した際に基幹的避難所に改め、統一を図っているところでございます。

では、その基幹的避難所とは何かというお尋ねでございますが、避難した皆さんを保護する屋内施設として、本町の地域防災計画において、町内における被害が甚大で多数の避難所の開設が必要な場合には、災害対策本部との緊密な連携を保ち、情報伝達や物資輸送を一時的に担う、この一時的というのは一時的ということではなくて、1次、2次、3次の一時的ということでございますが、一時的に担う主要な避難所を基幹的避難所として位置づけ、そこを拠点としてその他の避難所への情報伝達、物資輸送等を行うものでございます。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） 基幹的避難所の位置づけについて分かりました。

それでは、本町において指定されている基幹的避難所、避難所、避難場所の数は幾つあるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） まず、避難所、地域防災計画上では指定避難所と申しますが、それが70カ所ございます。そして、その70カ所のうち基幹的避難所として位置づけしている施設が6小学校、3中学校及び幸田高校の10カ所でございます。それから避難場所、厳密には指定緊急避難場所と申します屋外の広場等になりますが、それが109カ所ございます。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。本町の指定されている避難所及び避難場所の数について分かりました。

ハザードマップは、地震災害と風水害では、「基幹的避難所」「避難所」「避難場所」の表記及び数の違いがあると思われませんが、その違いについて具体的に説明をお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 表記及び数の違いにつきましては、基本的には、作成時期の違いによるものでございます。地震ハザードマップにつきましては、東日本大震災を教訓として、愛知県が平成26年5月に公表した愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査結果等に基づき作成をしております。風水害ハザードマップにつきましては、国・県が公表した1000年に一度の確率降雨とする新たな想定最大規模降雨に基づき、令和元年度に愛知県から広田川及び乙川の浸水想定区域図等が公表されたことを受け、令和2年度に見直し、改訂をいたしました。

数の違いにつきましては、風水害ハザードマップを改訂する際に、指定避難所及び指定緊急場所の見直しを行ったためでございます。

表記の違いにつきましては、地震の際に一時的に避難する場所は屋外、生活する場所は屋内ということで、学校施設や保育園などの敷地面積の大きな施設につきましては、運動場と体育館、園庭と遊戯室と区別して記載していますが、施設を利用する点では風水害時との違いはございません。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。

基幹的避難所・避難所は、各学区に数カ所ありますが、それぞれの避難所でも人的・物的支援は同じなのか。例えば、幸田学区15カ所の避難所はどこも同じような人的・物的支援がされるのでしょうか。幸田学区だけではなく、町の全避難所が同じ対応なのか、具体的に提示して説明していただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 大規模災害時の避難所運営につきましては、原則避難者で行っていただくことを想定をしております。役場職員を全避難所70カ所全てに派遣することはできませんので、基幹的避難所へ連絡調整員として派遣することを予定をしております。

物的支援につきましては、基幹的避難所を各学区における拠点として、各避難所の必要分を集約して要請、分配することを想定しているため、幸田学区のみならず、どの学区でも全町においてほぼ同様の対応となる予定であります。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。

基幹的避難所、ただの避難所、避難場所へ住民は避難したいと願っても介護を受けないと避難できない住民、避難弱者についてどのような対応が用意されているのか、具体的に説明をいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） お尋ねをいただきました避難弱者への支援、対応が今後の防災対策を進める上での最重要課題の一つであります。避難弱者、避難行動要支援者の避難誘導への対応につきましては、地域における住民、いわゆる御近所さん、自主防災組織、民生委員、児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、要支援者への情報伝達を行うとともに、安否確認・誘導支援を実施することとしております。しかしながら、一人一人が

抱えている環境の違いの中で、避難行動をどう取っていくかは個別に異なります。一人一人の個別の対応を支える地域における体制の構築が課題であると認識しております。

本町におきましては、災害時に支援を必要とする方へ誰が声をかけ、誰が介助して、どこへ避難所へ行くか、どのような基礎疾患を持っていて、どのようなケアが必要とされるかなどを定める個別避難計画の作成に向け、福祉部門と共に安全テラスセンター24におきましても鋭意取り組んでいるところでございます。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。

指定された町内全ての避難所・避難場所が、実際に地震、風水害が起きたときに避難所・避難場所として本当に機能するのかを検証しておられますでしょうか。その施設や機能するのに十分な立地であると言えるかについて再検討すべきと思いますが、今までの検証結果から懸念されることはなかったのかについてお聞きします。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 指定避難所とする公共施設については、地震に対する施設の安全性の確保の観点から耐震診断を実施し、全ての施設の耐震を確認しているところでございます。

令和2年度において、風水害ハザードマップを改訂する際に、浸水想定区域や土砂災害警戒区域に立地する避難所及び避難場所について検証・見直しを行い、該当する施設の指定の解除もいたしております。立地条件に伴う被災の危険性を検証し、避難所・避難場所の対象とする災害の種類ごとに分けており、ハザードマップで確認することができます。発災時における被災状況はそれぞれ違い、速やかな状況把握が必要となることから、状況判断をする上での情報伝達を速やかに行うことができるか懸念される場所ではございます。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。

避難場所に避難してきた住民について人員の把握や物的な支援、ほかの避難所へ移動するのかが避難所にとどまるのか、帰宅するのか、その行動を支援する体制はどこまでできているのでしょうか。避難場所があくまでも自己責任なののでしょうか。避難者が避難所で犯罪などに巻き込まれてしまうことも報告されております。避難してきた人に安心と安全を与える施策等があればお聞きいたしたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 避難場所から避難所へ移動するか、とどまるか、帰宅するのかの判断につきましては、基本的には避難者の自己判断となります。避難者の人員把握につきましては、在宅避難や車中泊も含め、支援が必要な方は避難所の受付において避難者登録をしていただき、その把握に努めます。

物的支援につきましては、基幹的避難所を拠点として、先ほども申し上げましたが、そこを起点として各避難所に対しても行ってまいります。

災害時の避難については、自宅が安全であれば在宅避難を推奨しております。自宅以外では、安全な知人や親戚宅への避難も検討し、それが無理であれば最寄りの避難所に

避難していただきたいというふうに考えております。平時からハザードマップ等を確認してもらい、地震時や風水害時の避難経路や避難場所を事前に決めておくことが重要であります。自己責任でと言うと、何か突っぱねたようなイメージが持たれやすいですが、自助努力は必要であるというふうに考えております。自分の身は自分で守るという意識を持って、災害時には自ら情報を得て、災害の種類に応じどう避難するか、どこに避難するか、避難所がどこにあるか、災害の危険性のリスクを把握し、どのような経路なら避難できるのかなど、適切な避難行動を自ら取っていただけるよう町民の皆様と共に考え、備えていただく機会を作り、防災対策の普及啓発に努めてまいります。

また、発災時の犯罪等について安全の確保という御指摘もいただきました。そういう点につきましても、岡崎警察署の中で発災時の対応については警備課が所管課となります。先日も岡崎警察署協議会で災害発生時の対応についての協議がなされました。そういう場合は、まずは警察におきましては治安の維持ということが第一ということで、避難所又は発災で空き家になった等々地域へのパトロール、巡回等にも協力を要請して、連携をしてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 11番、都築君。

○11番（都築一三君） ありがとうございます。

いつ何時発生するか分からない災害に、今、部長がおっしゃったように、自己責任で私たちが心して生活していきたいと思えます。

以上で、私の質問を終わります。本当にありがとうございました。

○議長（足立初雄君） 11番、都築一三君の質問は終わりました。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時16分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、7番、廣野房男君の質問を許します。

7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 議長のお許しをいただき、通告に従って質問させていただきます。

まず、最新の住民意識調査であり、令和3年に行われた第22回幸田町住民意識調査の報告書の中で、幸田町の良いところはこの質問に対し、60%近くの方たちが緑や川などの自然環境が豊かな町と回答しています。

私の地域も同様で、新しく移り住んでくれた人たちが、六栗の緑豊かな環境に接するため、里山の整備活動に進んで入ってくれたり、いろいろな事情で遊休農地としていた農家を助けるため、その遊休農地を使って、子どもと一緒に家族で野菜作りをするなど地元の自然環境になじみながら、地域コミュニティにも積極的に加わってきています。

その中の一つの家族から、ピーマンなど見向きもしなかった子どもが、遊休農地を利用させてもらい自分たちで栽培したピーマンを当たり前のように食べるようになったと、うれしそうに話をしてくれました。これからの農業の振興政策にいいヒントになるかな

と思われました。

今、幸田町では、小中学校の児童や生徒に農業体験などを企画し行っていることを耳にする機会が増えてきました。幸田町の農業の後継者を育てる意味でも大変いいことだと思います。その体験は必ず何らかの形で生きてくるものと思います。欲を言えば、でき上がった柿や梨などを収穫するだけでなく、剪定から摘果などをして、そして収穫をするという体験ができると、なお、これからの農業者の育成に効果があると思います。

地元のボランティアグループである六栗西山森の道整備隊は、特に地元で増えてきた子どもたちに対し、自然環境にどんどん触れてもらい、いつかこの活動を引き継いでもらえるよう、里山に地域の人たちとの交流の場を作ったり、地元の小中学校や保育園にもこの活動を理解し興味を持って参加してもらえるよう、森林の保全や環境問題に精通している森林科学が専門の人間環境大学の江口先生にお願いし、森林、里山を守ることの大切さなどを面白、おかしく講演をしてもらっています。

江口先生が豊坂小学校や豊坂保育園で講演している模様はケーブルテレビでも紹介され、園児や児童が興味深げに真剣に聞き入っている姿が見られ、森林を守ることの大切さを感じ、将来この子たちが山を守ってくれるのではと期待しています。

11月には、南部中学校でも江口先生によるワークショップの後、現地での総合学習が実施される予定と聞いています。

今、小中学校で行われている総合学習の進め方の一つに、周囲の人たちと意見交換や、一緒に活動しながら地域を知るなどの目的があると思いますが、1つお聞きします。

小中学校が総合学習を行うことに対し、学校が地域に期待していることはどのようなことがありますか。参考にしたいと思いますので、お聞かせください。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 総合学習についてのお尋ねでございます。

現状におきましては、小学3年生から6年生、中学1年生から3年生が、総合的な学習の時間にそれぞれが問題意識を持って探求的な学びを進めているところでございます。総合的な学習の時間につきましては、学校が、地域や学校、児童生徒の実態に応じて教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習をすることと同時に、探求的な学習や協力的な学習をすることが重要であります。

このような学習を成立させるためには、子ども自身を取り巻く環境の中で、児童生徒が自ら問題意識を持ち、自ら進んで考え、行動していく活動を計画的に授業展開する必要があります。

児童生徒が自身で問題意識を持つ上で、地域社会で直に触れることができる事象は大変魅力的であります。幸田町は、自然豊かで、産業も盛んな地域であり、また史跡や文化財等、地元の文化、歴史を学ぶ上で潤っていると考えます。それぞれの学校では、地元の農業や産業、歴史、文化等を教材化して学習を進めていまして、また地域の人たちに学ぶ機会も多いと考えます。

このように、地域に期待することといたしましては、学習を通じて郷土愛を育むことができるように、地域に開かれた学校づくりを進める上で、幸田町の子どもたちが地元の魅力を直に感じるように温かく受け入れていただけると幸いに思います。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） どうもありがとうございます。

最近はコロナ禍もあり、地域コミュニティが薄れてきていないかと心配です。子どもたちを取り巻く地域の人たち全員が、子どもたちの教育に役立つ地域を作らなければならないと思っています。今、部長のお話の中にもあったと思います。

私の地元のボランティアグループである六栗西山森の道整備隊の活動は、森林の環境整備をする活動に加え、子どもたちの教育に役立つ地域にすることも目的の一つとしています。

地域コミュニティは、小学校や中学校と交流することで、子どもたちが地域の人たちを知ったり、地元の自然に接することでよいところやもっとこうしたいと思うところ、また幸田町全体の森林や川、農地などの現状を知ることができます。私たちは、児童生徒の声を聞いて、どんな場所にしていこうか、次はどんな企画を立てようかと、とても参考になります。

総合学習は、まちづくりに参加する学習と捉えています。その学習をする中で、地域の山や川、田んぼや畑になじみ、先ほど部長も申しました郷土愛がますます向上させなければならないという活動でもありますし、向上したという話も聞きます。幸田町では、総合学習のテーマは、町の特色を生かした統一したテーマがあるのか、または学校ごとに決めているのかお聞きします。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 総合学習のテーマとして、幸田町として統一のテーマは特にございません。これは、各学年の子どもの実態、各学区の特徴などの条件が異なっていることから、各学校独自で年間計画を立てて学習を進めているところでございます。この学習には教科書がなく、児童生徒の興味関心や時代に応じた課題など、児童生徒自らが問題意識を持つことを教材とできるように、幸田町統一のテーマとしていないところでございます。

昨年度、南部中学校や豊坂小学校が、六栗の里山をテーマに学習を進めていました。これまでは違うテーマで学習を進めていましたが、昨年度の生徒たちは、地元の里山の実態を受け止めて、問題意識を持ち、学習を進めたことによるものであります。

このように、各学校の児童生徒を主体とした学習であるため、今後もテーマを統一することは避けていきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 私たちは、地元の豊坂小学校や南部中学校、または豊坂保育園などとの交流の場と、当然地元の住民同士の交流と健康の場を作るため、六栗西山で里山整備活動を進めています。六栗西山森の道整備隊というボランティアグループを立ち上げ、里山整備を始めてから3年ぐらいになります。ここ数十年人が入っていない森林の整備は大変です。森林所有者の代替わりも多く、所有者自身もどこが自分の所有林かほとんど知らない状況ですから、雑木の伐採や無謀に生い茂る竹の伐採など、自分の所有林でも自分で伐採することなどまずないのが現状です。

森林・林業基本法第2条の中には、森林については、国土の保全、水源の涵養、自然

環境の保全、地球温暖化の防止など多面的にわたる機構が持続的に発揮されること、将来にわたって適正な整備及び保全が図られなければならないと明記されていますし、さらに第9条では、森林の所有者の責務として、基本理念に則り森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、森林の整備及び保全が図られるよう努めなければならないと明記されています。しかし、現状は、森林・林業基本法の中の2つの条文に対し、何もやらない、山にも入らない放置したままの場合が多い、この現状に対する指導はどうしているのかお聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 当該法の成立経過といたしましては、戦時中の木材需要等により荒廃した森林の保全整備が急務とされ、昭和25年に第1回全国植樹祭が開催され、それと併せて緑の募金活動が始まるなどの経過をたどり、戦後の造林政策の中で、昭和39年に林業基本法として成立し、現在は、森林・林業基本法となっております。

当時は、戦後の復興需要や好景気需要に応えるべく、植林が進められました。その後、外材や新たな木材に代わる材質の開発などもあり、林業構造の変化により、現在は伐採期を迎えた全国の森林が放置される状況が日本全国的に発生し、問題となっております。

議員の御指摘のとおり、放置される森林は全国にたがわず、本町においても同様の事態と認識しております。ただ、民有林の整備においては、議員がおっしゃるとおり、当該法9条により、森林所有者の自発的な施業が基本とされ、努力義務となっております。であるがゆえに、一義的にはまずは自己責任とされ、行政の強い介入もすぐには行われず、そのことが逆に全国的に後手となっているようにも所管としては感じております。

本町におきましては、専門の林業担当者がいない状況でもございます。こういったことから、山ですとか森林の所有者に対してはほとんど、ほぼ指導等はできていない状況であります。これは素人考えといいますか、専門家ではございませんので、あくまで例えばでございますが、カーボンニュートラルの視点から、こういったものを一つ国策として木質材のバイオ発電利用を全国展開するなど、こういった思い切った国の大規模な施策に絡めるなど、地方の一自治体としては、そういったことに現在は期待をせざるを得ない状況に陥っているとも、近隣と話しておりますも、そういったことを感じております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） なかなか難しい現状かと思えますけれども、こうたの統計では、幸田町全体の土地利用状況で、森林としての面積は2,425ヘクタールで全体の43%を占めていると統計で出ています。これだけ多くの森林の環境整備は大変だと思いますが、やらなければ幸田町の花々の荒廃ぶりが目立つことにもなります。

SDGsの目標15番、陸の豊かさを守ろうの取組内容の冒頭に、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林の減少を止め、劣化した森林を回復させ、世界全体で新たな植林と再植林を大幅に増やすとあります。さきに述べた六栗西山森の道整備隊は、森林所有者だけでなく、六栗の森林と自然を守ろうとする住民が立ち上がって活動しています。当然、森林の保全や管理をしなければならないという、つまりSDGsの目標と森林・林業基本法に沿った活動をしているわけです。そして、小中学校の

総合学習の場として大いに利用していただき、これから先の幸田町を背負っていてもらわなければならない若い人たちや子どもたちの郷土愛の向上などに役立ってもらいたいと思っています。さらに、自分ではなかなか整備できない所有者の方たちにも喜んでいただいています。

その活動が続ける中での究極の目的は、この場で何度もその重要性を言わせていただいております。幸田町のイメージアップにも必ず貢献できると考えている六栗西山林道の開設の件です。

これは、毎年のように地元区長から要望書を出させていただき、西三河事務所林務課に幸田町からの要望として出していただいていると思いますが、愛知県尾張西三河地域森林計画によると、林道六栗西山線について、計画では延長1.7キロとなっていますが、地元の要望は3キロです。この差は何かお聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 延長の差についてということでございます。

まず、延長1.7キロとありますのは、令和4年3月31日に幸田町森林整備計画に新たに位置づけられました林道六栗西山線の整備計画上の延長となります。この延長は、議員からの要望にお応えし、県に林道開設を要望した際に当時の便宜上の計画概算延長が1.7キロということでもありますので、将来的に県の補助事業として採択され事業化される過程では、実際に現場測量や詳細の設計を経て、実延長であります3.0キロにて事業は実施していくこととなりますので、御安心ください。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） よく分かりました。

森林・林業基本法で、地方公共団体は、基本理念に則り森林及び林業に関し国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされています。それを踏まえて、六栗西山の森林整備を行っているわけですが、その活動には大府市の至学館大学から、人間力総合学習の一環として多くの学生さんたちが現地に何回も来てくれて、枯れた木や重なり合っている枝を伐採する除伐という作業や、森林の中の雑草や無用な竹を切り、大切な木々の成長を促進させる下草刈りの作業を、地域の人に混じって汗を流している姿は大変頼もしく、地域貢献活動をする彼らの将来に期待が持てる気がします。

この様子を見ていた藤田医科大学の若月先生からは、学生たちにこうした活動ができるフィールドを提供できることは素晴らしいと言っていたものです。また、若月先生は、この活動エリアから通称水晶山へ登るための尾根コースを使って、登山者それぞれの健康に関するデータを取って、真の健康の道としての知名度を上げるために、御理解と御協力をしてもらっている方です。

学生さんたちの若い体力を使って協力していただいたおかげで、荒れていた山林が見違えるようになり、幸田町が一望できる場所になりました。大いに貢献してくれましたし、まだまだこれからも続きます。ちなみに今度の土曜日、9月10日ですけれども、午後から学生さんたちにまた10名ほど来ていただいて、我々と一緒に地域貢献活動をする予定であります。また、よければ見に来てください。

わざわざ幸田町に来てくれて、里山整備に頑張ってくれる学生さんたちも、地元でボランティア活動をしている人たちも、幸田町森林整備計画において林道六栗西山線の開設を願うわけですが、今後どのように進めていただけるのかお聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 幸田町森林整備計画にあります林道の整備計画に位置づけられている路線は、昨年度、現在新たに位置づけられましたこの六栗西山線を初め、既に位置づけられて現在事業中であります林道一之小屋線を含め、町内全5路線が計画されております。しかし、現在林道六栗西山線につきましては、正式な事業採択を受けたものではございませんので、以前の令和3年9月のときの答弁と同様になってしまうわけですが、事業採択に向けての手順といたしましては、まず簡易測量、予備設計が必要となり、続いて実施設計、路線測量及び用地測量を進めていくこととなります。その後、用地買収を行った後に工事着工というふうになります。

本路線の要望延長は、実延長3キロということで、概算工事費としては、所管の見積りで約5億円以上を見込んでおります。また、用地買収に伴う分筆も必要ということで、財源確保から測量作業など、事業を進めていく上で様々な難問も想定されます。ただ、以上を進めていく前提条件として、最難関である県補助事業としての採択見込が必要不可欠でもあります。したがって、事業採択への道のりはなかなか長く険しいのではないかなと思っておりますが、所管のほうからの要望は粘り強くしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） ぜひ正式な採択を受けられるように御尽力いただければありがたいと思います。

SDGsの目標の中で、劣化した森林を回復させるとあります。それには、さきに学生さんたちにも協力をしてもらったと言いました、除伐作業と下草刈り作業のほかに間伐という作業があります。間伐とは、御承知かと思いますが、適切というか適当な間隔で木を伐採することです。森林の整備、保全と回復には一番重要な作業です。間伐で切り倒した木、どちらかという大木をその場所から出さなければなりません。森林を整備して、それを利活用し、管理保全をしていくためには、その木を出す林道の道幅は大変重要であると思います。山の道には、一般的には4メートル程度の林道と2メートルぐらいの作業道があると聞きます。森林を保全や整備、そして利活用するには道路が絶対必要であり、その幅が重要な要素です。伐採した木などを運んだり、日々のメンテナンスができて、道路の損傷などを防ぐためには、作業をする車が入れるように道幅は4メートル以上が絶対必要だと思います。森林の保全管理には欠かせない条件だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 先ほども御答弁いたしましたように、県補助事業による整備が大前提ということでございます。したがって、幅員以外の基準もございしますが、全て県の基準による整備ということが基本となります。よって、県の基準により、議員がおっしゃるとおり、完成幅は当然幅員4メートルとなるということでありますので、

御安心ください。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 完成の節には、ぜひ4メートル以上でお願いしたいと思います。

次に、町長は、森林サービス産業の創設を公約に上げられました。前回ほかの議員の一般質問の中でも、健康づくりにも有効であるなど前向きな答弁をお聞きし、大変勇気づけられた思いがしました。

幸田町の目指す森林サービス産業は、森林所有者だけでなく、近隣の人たちも巻き込み、森林の保全管理にも参加していただくものと考えています。森林サービス産業の推進、実現において、六栗西山の林道の開設は格好のモデルケースだと思います。それは、従来から住んでいる住民のグループに、区画整理事業などで新しく住みついてきてくれた人たちが加わり、ボランティアグループが結成され、里山整備活動に勢いがつきました。それが何度も言います、六栗西山森の道整備隊です。その活動は、初めにも言いましたが、地元小中学校の総合学習や保育園のおやつタイムなどの遊び場にもなっています。そして、この活動には、地元の企業も飲料水の差し入れや資材の提供など、いろいろな形で応援してくれます。今、森林ボランティアの認知度は高まり、年々、各地で森林づくりのボランティア団体が増えていると聞きます。そして、自治体もそれに絡んでいっていると言います。ただ、ボランティア活動をしているんだと傍観するだけでなく、町の支援などがあれば活動にもっと拍車がかかると思います。森林サービス産業の推進と実現には、六栗西山林道の開設は、さきにも言いましたが、誰もが認める格好のモデルケースだと自分では思っています。公約に上げられたほかの地域も含めて、森林サービス産業の事業をどのように進めていくのか、町長のお考えをお聞きします。

○議長（足立初雄君） 町長。

○町長（成瀬 敦君） まず、西山の林道の開設という話で、今所管課のほうからお話が合ったとおりであります。また、違う切り口で森林サービス産業だとか、地元の六栗地域のやっておられる森の道整備隊等々の様々な活動の活発化には改めて支援をいたしたいと思えますし、こういう方々の活動を応援していくということが必要であります。

当然幸田町は山林が多いわけでありますから、二酸化炭素を減らしていくためにも、この森、森林が酸素を供給していくという重要性を私たちは認識していかななくてはなりません。公約に掲げましたように、森林サービス産業、そして森林セラピー、そういったのを少しでもやっていきたいというのが私の公約であります。

今後、具体化をしていかななくてはならないということもありまして、令和4年の7月7日でありますけれども、林野庁の長官そして林野庁の森林整備部長等のところに行きまして、六栗の西山の活動を紹介して、何か一つのメニューにできないかということがありました。当然厚生労働省だと健康だとか、環境庁のSDGs、これをうまくつなげていくということでもありますけれども、最後に林野庁の緑化推進室のほうに行きまして、まず森林サービス産業というのは新たな森と人との関わりであるということで、今、林野庁の森林利用課緑化推進室では、森林サービス産業の創出推進に関心のあるセクターの方々が集って意見交換や情報共有を図ることを目的としましたForest Styleネットワーク、これが緑化推進室、林野庁の中にあることを知りました。そして、

早速所管課のほうに、ここに加入して、いろいろな森林サービス産業の創出推進に関心のある方々とネットワーク、情報交換を行っていくと。新たな森と人とつながりを作っていくというような組織があることを知りました。そういった中で県庁のほうに行きまして、農林基盤局の局長さん、そして林務課、そして森林保全課にも行きまして、やはり同じような活動と林道の整備もそうであるけれども、やはり森林サービス産業、森に入っていくながら人が集う仕組み作りというものをもう少し柔らかくソフトに捉えていただけないかなということ動きをしております。

いろいろなモデル的な団体も見ていきたいわけですが、一番自分が印象になっておりますのは、南房総市で森林セラピーをやっていた市があります。そこは、森林のボランティアの方々が、例えば幸田町のイメージだと天の丸を滞在の拠点としながら、森林のボランティアの方々が、それぞれ作られた山裾のほうに例えば防災キャンプだとか、それから、いろいろなちよつとずつポイント、ポイントでまた再び天の丸のほうに戻ってくるような風景のロケーション作りをしていくようなポイント作りを、地域の方々が作業をしておられたというのが印象的でありました。私も坂崎の自然を守る会、そして幸田の大草から荻へ来る健康の道をもっともっとしっかり進める、そして六栗の西山、そして、やっぱり深溝ですね。深溝断層のほうを見ながら、今後できます南部まちづくりの拠点の交流施設、坂崎の集会所のほうをうまく回りながら、防災キャンプだとか、いろいろな地域をそれぞれポイントごとに、自転車等の道路整備も必要ですが、深溝断層のほうから一ノ瀬のほうへ回って、三ヶ根駅のほうを周遊しながら、健康づくりを考えるだとか。具体的な場所が今できているので、議員が言われましたように、六栗の西山林道はとてもユニークであります。ぜひ、そういった仕組みを私の公約である森林サービス産業と森林セラピーのような形に位置づけていくために、どうしても私にとっては補助メニューだとか、様々な形で支援をするような仕組みづくりを作っていないといけないと思っております。言うまでもなく、林野庁のほうだけで進める事業ではないなとちょっと思ったものですから、私にとってはもうちょっと横につながりながら、今言われましたように、違う切り口で少しでも早く森林サービス産業の具体化の実現を図るために、まずは六栗の西山地域が一番モデル的になるんだらうなということで、せっかくここまで活動を進めておられるので、何とかそれをプッシュできるような形で、今年から国の支援を頂けるようなメニューに努めてまいりたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 大変ありがたい御回答いただき、これからの活動にまた責任を持ってやっていかないかなというふうに思うようになりました。

森林サービス産業と地域コミュニティというテーマで質問させていただきましたが、森林サービス産業とは、山村の活性化に向けた関係人口の創出と拡大のため、森林空間を健康、観光、教育など多様な分野で活用する新たなサービス産業と言われております。その意味でも、幸田町にとってタイムリーで的確な公約を上げられたと思います。その事業を進める中に、今挙げられました多くの地区からの要望を実現するようお願いいたします。

次の質問に移ります。

さきの質問で、森林所有者の責務として、自然環境の保全や地球温暖化防止のため森林の保全を整備しなければならないと言いましたが、中でも無造作に生い茂る竹林が目立ちます。森林環境にあまりよくない竹林駆除は必要か、また放置したままでよいのか、変な質問かもしれませんが、まずお聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 管理放置された荒廃竹林は、周囲への侵入拡大により樹高の低い樹木を越し、枯れさせたり、地中深くまで根を伸ばさないことにより放水能力の低下や土砂崩壊防止機能の低下が懸念されるというふうに言われております。反面、林地開発審査基準によれば、裸地、裸の土地による標準的な流出土砂量が示されているということを考えてみますと、これが海拔となりますと、下流域への土砂流出も懸念されるということがございます。したがって、こちらにも全国的な問題との認識ではございますが、適時適切な管理方法等の研究もテレビ等でも情報を得ております。そういったところのよりよい対策等を検討していくことが重要であるというふうには考えております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 丸裸の山にしたらいかんとは私も思っておりますけれども、今の現状で丸裸にするだけの力はどこにもないと思っておりますけれども、次に移ります。

竹林の整備がしたくても、今の問題ですけれども、人の問題、器具の問題で手がつけられないのが現状ではないかと思っております。竹林駆除助成のため、粉碎機の貸出しなどを行っている自治体があると思っておりますが、承知しているのでしょうか。具体的に分かれば、どこの市町村がどんな形でどんなサービスをしているのかお聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 愛知県下のほうを調べまして、粉碎機の貸出しをしている自治体は、所管課にも確認いたしましたところ、なかったというふうに聞いております。ただし、美浜町におきましては、竹林整備に特化した事業に対する補助制度というものがございました。その内容といたしましては、竹林を管理する土地所有者又は竹林所有者と契約した者を補助事業者として、竹林間伐事業、竹林皆伐事業、竹林利活用事業として、事業実施したその伐採費用等を一事業箇所当たり総事業費10万円以上を対象に5万円を補助しているということございました。また、静岡県下では、粉碎機を貸し出している自治体といたしましては、静岡市、牧之原市、島田市の3市が行っているようございました。

以上です。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 確かに静岡県のほうでは、その市でありましたけれども、私が調べただけでも、全国を調べたわけではないですけど、30以上の市が無償の貸出しを行っているのが、私が調べた範囲ではありましたが。どういう調べ方をされたか分かりませんが、本当に今全国でこれは問題になっているのではないかなと私は思っておりますので、そこの自治体が無償で貸してやるから、補助してやるから、竹林の駆

除をやってくださいというような形でやられているのではないかなというふうに思っておりますけれども、次に移ります。

今の話で、続けて協力してくれる人たちに集まっていただき、無用な竹などを伐採しても、山から降ろすことも困難で山積みにしたまま放置したりして、かえって環境によくない状況を作っています。先ほど一般質問の中で野焼きは原則禁止と回答がありましたので、その後、伐採した竹の処分方法に困っているわけです。この件については、先日、六栗の区長さんから要望書が出され、町長からも前向きな返事を頂いたと思っておりますが、いま一度お聞きします。竹林の駆除を初め、里山の環境をよくし、それを維持していくためにも、ほかの自治体が行っているように、粉碎機の貸出しか購入補助など具体策が必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか、お聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） さきの令和3年12月議会一般質問で議員のほうから御指摘を受けまして、以下、早速、当時担当課からも既にお伝えはしてありますように、まず竹の処分につきましては、桐山の粗大ごみ集積処理場に持ち込んでいただければ受入れができるように変更したわけでございます。持ち込んでいただく際は、御承知かとは思いますが、枝払いをした上で長さを150センチ以下、簡素状態にすることはお願いしているところでございます。それと、JA営農センターにおきましても、1日3,000円とプラス時間当たり300円の使用料で粉碎機の貸出しは行っていると再度確認しております。

最近、六栗区以外からも粉碎機の購入補助につきまして御要望をいただきました。そこで、各区に対しまして、年間の利用頻度や利用規模などの実際にどのぐらい必要かと、どのぐらいの需要があるかというところの状況調査をして、どのような形での支援が適切かなど現在検討したいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 前も回答をいただいたんですけれども、桐山の粗大ごみのところですか、そこに持ち込めばいいよという話を聞いたんですけれども、向こうの担当者に聞いたら、そんなことは聞いておらんというようなことを言われたことがありますので、本当にいいのかどうか、きちんとした書面があるのかどうかちょっと分からないんですけれども。それと、山の上で切った竹をわざわざ下へ降ろして、それで桐山へ持っていくというのは本当に大変なものですから、我々は粉碎機があれば欲しいなというふうに申し上げております。

冒頭で言いましたけれども、幸田町の森林の面積は町全体の43%あります。半分に近い面積を整備することは、町のイメージを高めるためにも大変効果があり重要であると思っております。逆に言えば、進めなくては印象が悪くなるわけです。最近、今も部長が言いましたけれども、町内でほかの地区からも、里山整備や森林環境の整備に力を入れたいなという話を聞きました。前の質問と同じようなことになるかもしれませんが、竹林駆除を初め森林環境の保全には、補助制度など地域の人たちにとってやりやすく、やる気にさせる条件を整えて、森林を抱える地域全体に呼びかけるべきではないかと思っておりますが、お答えをお聞きします。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 粗大ごみのまず集積場に関しましては、一度担当のほうにもきちんと確認して、間違いのないようにしていきたいと、大変失礼しました。

ただいまの御質問の件に関しましては、森林環境の保全という面におきましては、民有林整備は森林法等に基づき、森林所有者の、先ほど申しましたが、自発的な施業をまず一義的には基本としており、森林所有者に対しましては、まずお願いするのが基本となるわけですが、しかしながら、現実としましては、森林のみに限らず町内の自然環境、生活環境を整備することは、町全体としては大変重要なこととございます。つきましては、全町及び地域における環境保全活動といたしまして、町がどう支援していただけるか、どう支援していくことが望ましいかなどを各区や実際に活動をしていただいている方等への聞き取り、また他市町の状況などを調査研究いたしまして、議員がおっしゃるとおり、町全体を対象とした新たな補助制度のほうを、目標といたしましては令和6年度運用をめどに具体的に準備を進めたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野君。

○7番（廣野房男君） 町内全域の自然環境の整備ということで、ぜひそういった何か仕組みづくりなどをやっていただけるといいかなと思います。

最後に、通告はしておりませんので答弁は要りませんが、荒れた森林を回復させようと森林ボランティア団体が各地で増えていると先ほど申し上げましたが、森林の荒廃ぶりだけではなく、笹野議員のほうからもちょっと話がありましたけど、幸田町内を走る道路での雑草が生えている状況は、国道、県道、町道に限らず多くの場所で非常に深刻な状況にあると思います。しかし、掃除や草取りを小まめに行い、きれいに管理している地域もありますし、行政が何もしないわけではなく、親切行政などで日中の暑い中で一生懸命作業している姿に感謝しかありません。でも、行政だけでは追いつかないのが現状ではないでしょうか。目立つのは歩道と車道の縁石に長々と生えた雑草で、歩道を自転車で行く生徒さんたちや通学路として歩く児童さんたちに不快な思いをさせていますし、実際に虫に刺されたり、草が皮膚に触れてかぶれるなどの被害も出ています。この処置を自治体が責任を持って全てやれというのは無理だと思います。これは、森林ボランティア団体が生まれてきたように、自分たちの地域の道路は自分たちできれいにするんだというような仕掛けを作り、町内どこでもいつでも道路の美化運動がやられているような町になるといいなと思います。せめてメインとなる国道、県道、町道など、幸田町に入ると道がきれいだと、山々がきれいだと思っただけであれば、幸田町のイメージアップは間違いありません。行政と住民が一丸となって町のイメージを向上させる取組として、どこを取ってもロケツターのロケ地となるような魅力ある幸田町になることを期待して、質問を終わります。

○議長（足立初雄君） 7番、廣野房男君の質問は終わりました。

ここで、昼食のため休憩といたします。午後は、1時5分から再開いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時05分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、水野千代子君の質問を許します。

12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 議長のお許しをいただき、通告順に質問してまいります。

ヤングケアラー支援についてであります。ヤングケアラーについての質問は3回目となります。

1回目は、2020年12月議会でした。当時はヤングケアラーという名前すら知らない人が多くいました。しかし、2020年度厚労省が全国初の実態調査を行い、2021年4月に公表された結果は、中学生2年生の5.7%、17人に1人、高校生2年生の4.1%、24人に1人が世話をする家族がいると答え、その頻度は、「ほぼ毎日」が5割弱、平日1日に平均約4時間を家族の世話に費やしている実態が明らかになりました。

このヤングケアラーの数字に大きな反響がありました。家族の世話がお手伝いの範囲を超えれば、学業や健康、友人関係、将来の進路に影響を及ぼしかねません。政府は、ヤングケアラーの支援策として、2022年度から3年間を集中取組期間として、社会的認知度の向上を図るほか、自治体の取組などを支援する新規事業を創設し、これらの関連経費を2022年度予算に盛り込んだようでございます。その内容について、まずお聞きをいたします。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 政府の集中取組期間における対応につきましては、令和4年度予算で、ヤングケアラー支援体制強化事業を新規事業として実施するものであり、その内容は次の2点となります。

1つは、ヤングケアラー実態調査・研修推進事業で、ヤングケアラーの実態調査と関係機関職員研修を行う自治体への補助を行うものであります。

2点目は、ヤングケアラー支援体制構築モデル事業で、ヤングケアラー・コーディネーターの配置、ピアサポート等相談支援体制の推進、オンラインサロンの設置・運営等を自治体におけるモデル事業として行われるものであります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。

政府といたしましても、この3年間の集中取組期間として、今言われたように、1つ目はヤングケアラーの実態調査とか、あと研修推進事業、また2点目のヤングケアラー支援体制構築モデル事業ということを行われるようでございます。

国の動きと連動するように、全国の自治体も実態調査に乗り出しております。愛知県は、去年の11月・12月に実態調査を行い、その結果を今年の3月公表したというふうに聞いております。その内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 愛知県は、昨年11月から今年2月にかけて、3つの実態調査を実施しております。この調査は、子どもアンケート調査と学校アンケート調査、それからインタビュー調査であります。

子どもアンケート調査は、県内公立の小中高等学校から約2割の学校を無作為抽出した該当校の調査対象学年全員を対象として実施され、調査対象学年は、小学5年生、中学2年生、高校2年生であります。調査結果では、世話をしている家族がいると回答した子どもは、小学5年生の16.7%、6人に1人、中学2年生の11.3%、9人に1人、高校2年生の7.1%、14人に1人となり、令和2年度に行われた全国調査と比較して高い割合となっております。

2つ目の学校アンケート調査では、県内全ての公立小中高等学校を対象として実施され、調査結果では、小学校は2割程度、中学・高校は6割程度の学校でヤングケアラーと思われる子どもが在籍するとの回答でありました。また、該当の有無が分からない理由として多かった回答は、家庭の問題のため把握が難しいとの回答でありました。

3つ目のインタビュー調査は、元ヤングケアラー、自治体、学校等を対象として調査が行われたものであります。報告書の中では、ヤングケアラーへの支援における基本的な考え方として、子どもだけでなく家族全体への支援、アプローチが課題であること。子どもに対する支援として必要なことは、子どもの居場所、子どもと社会の接点を増やしていくこと。また、学校に期待される役割として、学校は子どもにとって安全安心で助けを求められる場であり、学校での早期発見・早期対応の実現が期待されるなどが考察をされております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。

愛知県は、昨年11月から今年2月にかけてアンケートを行ったということでございます。その3点について、子どものアンケートと学校アンケート、またインタビュー調査を行ったということでございます。全国のヤングケアラーの割合よりも、県の割合のほうが高かったということで、今、お聞きをいたしました。

そして、また学校調査でございますが、これはそれぞれの小学校で2割、また中学校・高校では6割程度のヤングケアラーがいるということの回答があったということでございます。

インタビュー調査というのも新聞で私も一度読んだことがありますが、当事者が、その当時は自分がヤングケアラーなんていうことは知らなかったと。だけど、今こういうヤングケアラーという言葉が周知されるようになって、ああ、あのとき自分はそうだったんだということに気がついたという、そういう新聞記事も読んだことがございます。ということで、本当にその当時分かっていたら、もう少し当事者の方の支援ができたのではないかなということをおもって感じたことがございました。

本当に、今言われたように、学校に期待される役割というのは、私は本当に大きいのではないかなというふうに思いますし、また福祉関係で見つけて支援していくということも、大人が見つけてあげて支援していくということも本当に大切なことではないかなということをおもったところでございます。

愛知県では、教育関係者や周囲の人たちが理解促進を図っていくために、この8月にシンポジウムを開催されました。6月の補正予算の中で、ヤングケアラー支援の市町村モデル事業と子ども向けリーフレット作成による啓発の実施が盛り込まれたようでござ

いますが、その内容についてお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 愛知県は、8月2日、愛知県ヤングケアラー理解促進シンポジウムを開催しました。シンポジウムでは、県が実施した実態調査結果の説明のほか、日本福祉大学教授による基調講演、あなたの身近にいるヤングケアラーと言われる子どもたちが行われ、さらには県の中学校長、福祉関係者等がトークセッションを通してヤングケアラーに関する実態・課題について議論が行われております。

子ども向けリーフレット作成につきましては、子どもたちがヤングケアラー問題を正しく理解し、当事者自らが相談できるよう、ヤングケアラーの声や相談先等を掲載した子ども向けパンフレットを配布するもので、今後、小学5年生から高校生までの児童生徒、県内の国公私立学校約54万人、1,700校に配布されると聞いております。現在のところ、内容等の詳細については示されておられません。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 県のほうでは、6月の補正予算の中で、ヤングケアラーの支援の市町村モデル事業というのを行うようでございますが、これについての内容をお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 愛知県の6月補正予算におきますヤングケアラー支援市町村モデル事業であります。身近な地域で効果的な支援が行われるよう市町村にモデル事業を委託し、ヤングケアラーの発見、把握から支援までの一貫した支援体制の整備に取り組むものであります。モデル事業後は、その成果を他の市町村に横展開していくことを目的としたものであります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） たまたま今日の毎日新聞に出ておりました。県では、大府市が11月からヤングケアラーの早期支援に向けて、県の委託を受けたモデル事業を行うということがたまたま今日の毎日新聞に載っておりました。

この大府市というのは、早期発見と早期支援を目指して、市職員と外部の社会福祉士などからなる支援コーディネーター2人を常設として企画委員会を設けて市政に反映させていくものということで、県の委託を受けてモデル事業として、2025年3月まで、約2年半の予定でモデル事業を行うと。それで、成果を分析し、今、部長が言われたように、他市町村でも展開していくということでございます。本当に大府市のほうでもやはり言われておりますのは、ヤングケアラーについての正しい知識を啓発する。2点目としては、子どもが相談しやすい環境づくり、3点目で早期発見し福祉サービスへとつなげる。4点目として、ヤングケアラーへの生活支援。この4項目を上げてモデル事業を行っていくということが今日の新聞のほうで報道がされておりますので、また、これを調査実施、モデル事業として行っていかれますので、これがまた県内の横展開でつながっていくのかなというふうに思いますので、ここを本当に注視をしていきたいなというふうに思っているところですので、よろしく願いをいたします。

それから、県のほうでも、先ほど説明がありましたように、シンポジウムを行ったと

ということで、これは8月2日でございますが、ちょうど私も参加したいなと思っていましたんですけどできませんでしたが、本当に内容の濃い基調講演だということをお聞きをしております。

それから、あとリーフレットについても今後作成されるようでございますので、やっぱり、これも注視していきたいなというふうに思うところでございます。本当にこれを県のほうがこのように、全国が実態調査を行って、県が実態調査をやって、県のほうの実態調査が国の実態調査よりもヤングケアラーが多いという結果が出たということで、ということは、本町の実態調査の結果というのはどのように考えておられるのかということをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 愛知県の実態調査におきます子どもアンケート調査では、地域性に配慮した上で学校抽出が行われておりますが、この中に本町の学校が含まれているかは不明であります。県へ問い合わせたところ、詳細については非公開とのことでありました。また、学校アンケート調査では、県内全ての学校が対象であることから、本町の学校も含まれておりますが、小中高校全てにおいて回答率が7割台であったことから、回答をされたかどうかというのは不明であります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 県の実態調査というのは全て非公開ということで分かりましたが、大体の割合としては、やはり、ある程度は県の割合と町の割合も同じぐらいではないのかなというふうには思うところでございますので、その辺については同等で考えていていただきたいというふうに思います。また、学校のアンケート調査でも、回答があったかどうかというのも不明だということでございますので、これもしっかり分かりませんが、でも、やっぱりある程度の調査結果というのは横並びに同じようなものではないかなというふうに思うところでございますので、よろしく願いいたします。

それから、ヤングケアラーの支援策を国・県それぞれ進めておられます。それを受けて、本町の取組としてのお考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 現在、本町の福祉課におきまして、ヤングケアラーのケースも含め、庁内関係部署及び外部の関係機関とのケース会議を開催するなど、情報共有を図っております。

その中で、各ケースに応じ、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等と連携し、対象者及びその世帯、並びにその関係者の状況を把握することによりまして、可能な福祉サービス、施設利用等につなげ、家族を含めたヤングケアラーの負担軽減を図っております。

また、対象世帯の経済状況によっては、困窮相談として、愛知県西三河福祉相談センターと連携した支援を行っております。

国・県の支援策につきましては、現在、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業の取組体制を検討しており、国・県の支援策に対する取組につきましても、その中で検討していきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。まず、それぞれのところからいろんな御相談等もあるかというふうに思いますし、ある程度進めていく場所も決められてくるのかなというふうに思います。

一応、ケースに応じてケース会議を行っているということでございますし、また地域包括支援センターとか基幹相談支援センターというところも、やはり連携をしていただきたいと思いますというふうに思います。

それから困窮相談としても、家族のほうの困窮相談といたしましても、福祉相談センターですかね、西三河のほうにあります、連携支援を行っているということでございます。

それで国・県の支援策については、今、言われました重層的支援体制整備事業の取組体制を検討していくということでございます。

この事業につきましては、私も去年の9月議会でしたかね、この重層的支援体制整備事業を行っていくべきではないかということをご提案したものでございます。この事業を検討していくということでございますので、ぜひとも進めていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、家族が何らかの福祉制度を利用しているなどを含む、ケアラーの福祉部門での気付き・支援はどのようになっているかをお聞かせを願いたいと思います。民生児童委員さんからの気付きもあるのではないのでしょうか、いかがでしょうか。お聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 地域の民生委員・児童委員の皆さんからの情報も含めまして、高齢者及び障害者の虐待、生活困窮等の相談を受けた際は、問題の背景としてその世帯の世帯構成・経済状況等の実態把握を行っております。

その実態把握の過程でヤングケアラーを把握した場合は、先ほどのケース会議等で関係部署・関係機関との情報共有、連携を図っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 民生児童委員さんからの情報も含めて、またそのほかにも高齢者や障害者の虐待、生活困窮の相談を受けた際には、そういう問題意識を、問題の背景を調査をして、その都度ケース会議で連携を図って、情報共有・連携を図っていくということでございました。

本当に様々なケースがございますし、一人だけではなくてその周りの家族、環境、それぞれのものから全てがヤングケアラーにつながっていくということでございますので、この辺につきましては、それぞれの関係機関の中から見つけ出していただいて、支援をしていただければありがたいかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、学校内の気付きもあるのではないのでしょうか。特にスクールソーシャルワーカーの気付きや情報提供も多いのではないのでしょうか。いかがでしょうか。お聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 学校内での気付きでございます。

児童生徒の抱える問題につきましては、不登校、問題行動、教師・友人との問題、虐待、貧困、家庭環境など、様々な問題がございます。

本町では、週5日体制でスクールソーシャルワーカー、家庭教育支援員が教員と連携し、児童生徒や家庭と向き合い、積極的な支援を行い、関係機関と協力し問題解決に向けて取り組んでいるところでございます。

そうした活動の中で、ヤングケアラーではないかと疑われるような事案は、全体に占める割合としては多くございませんが、発見することもあります。複合的な、いろいろな要素が絡み合っていることが大変多ございますので、必ずしもヤングケアラーに該当する事案ばかりではないと承知しております。

そういった、様々なケースに適切に対応ができるよう、関係機関と協力し、支援を行っているところでございます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。やはり児童生徒の抱える問題というのは、ヤングケアラーだけではなくて、本当に、いじめだとか不登校、問題行動、本当に様々あるのかなというふうに思います。

今年度は週5日のスクールソーシャルワーカーが対応している、また、そして今、家庭教育支援員が教員と連絡を取っているような問題・課題に取り組んでいるということでございます。

本当に全てがヤングケアラーとは言いませんが、しかしヤングケアラー、生活の中で、家庭の中で、そういうヤングケアラーに陥りやすい、そういう方もいるのかなというふうに思いますので、ぜひともスクールソーシャルワーカーの方に尽力していただきたいというふうに思うところでございます。

そして、スクールソーシャルワーカーは、児童生徒の問題に対し、保護者や教員と協力しながら問題の解決を図る専門職でございます。日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待、不登校などが様々ございます。

本人や家族との生活環境を調整し、学校・家族・地域で暮らしやすい生活の支援や福祉制度の活用などを通して、児童生徒を支援していく、家庭まで入り込んでいかれるのがスクールソーシャルワーカーではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも家庭教育支援員さんと協力していただき、また教員の人たちと協力・連携していただいて、様々な問題解決に進めていただければいいかなというふうに思っております。

それで、子どもたちの様々な悩み・課題に対応するために、本年度から、先ほど言いましたが、スクールソーシャルワーカーの配置が週1日から週5日に増えております。その効果というのはいかがでしたでしょうか。詳しいこと、もしあればお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 週1日であったものが、スクールソーシャルワーカー、今年度4月から週5日の体制で取り組んでおります。

また、先ほども申しましたが、家庭教育支援員といたしまして、退職校長を同じような体制で雇っておる、それが双方がうまく連携し合いながら、家庭へ入り込むことができる体制ができておると、そういったことからかもしれませんが、効果といたしましては、児童生徒の支援体制件数で言いますと、昨年度1年間の実績で言えば18件、本年度の7月末現在の4カ月間で61件、対応しているところでございます。

単純比較しても、日数が5倍に増えた以上に、支援活動を行っているというところからも成果が出ているのではないかなと感じておるところでございます。

また本年度から、先ほど申しましたように、スクールソーシャルワーカーに加え、家庭教育支援員を採用して2人体制でやっているということから、児童生徒や家庭に寄り添ったきめ細やかな対応が継続して取られているのではないかなと考えております。

その結果として、約15%の問題解決までこぎ着けることができたということが実績として挙がっているところでございます。

このように、スクールソーシャルワーカーと家庭教育支援員の体制で、継続してきめ細やかな体制・支援を継続することで、児童生徒の様々な問題解決に今後ともつなげてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーのその効果というんですかね、やはりこれはすごいことだなというふうに思います。

本当に今、昨年度は18件ですかね、相談件数が18件、今年度に入って4月から7月が61件ということの相談があつて、結果としては約15%が問題解決したということではございます。

問題も様々、その児童生徒一人ずつにそれぞれの問題があつて、それが解決したかというふうに思いますが、やはり本当にスクールソーシャルワーカーの方々、また家庭教育支援員の方ですかね、この方々の連携というのがすごいことだなというふうに思います。

その反面、本当にこれだけの件数の児童生徒が悩んでいるんだと、何かしら悩んでいるということの多さにも、ちょっとびっくりした数でございます。

ということで、本当に児童生徒が声を上げるということはなかなか難しいです。でもしかし、その人たちの顔、行動を見ていれば、何か悩みがあるんだろうとか、個人の悩みなのか、家庭の悩みなのか、いろいろあるのではないかなということを察知していただける、専門のスクールソーシャルワーカー、またその家庭教育支援員ですかね、その方たちの力というのはまたすごいことだなというふうに思います。

でありますので、今後とも、この8月9月、夏休みが終わった後の2学期に入りますとまた様々な、1学期以外の悩みも様々出てくるかというふうに思いますので、ぜひともこのスクールソーシャルワーカーの方と、また家庭教育支援に、また教師の人たちが、子どもたちにきめ細やかな支援をしていただければありがたいかなというふうに思いますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それから、福祉関係者とまた学校関係者、特にスクールソーシャルワーカーを通しての連携が必要であるというふうに思いますが、それぞれのその連携についてのお考えに

ついて、お聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 令和3年度に、ヤングケアラーへの対応のケースで連携した事例がございます。この案件は、スクールソーシャルワーカー、学校教育課、地域包括支援センター、それらごみ問題がありましたので、環境課も含めまして、連携して対応し、認知症の曾祖母を施設入所につなげ、ヤングケアラーの生活環境を整えたものであります。

ヤングケアラーの該当事案に限らず、母子の困窮等の相談、福祉部門の支援が求められるケースにつきまして、スクールソーシャルワーカーを通じて相談があれば情報共有を図り、ケースに応じた対応を協議しております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今、連携の事例があったということ、福祉関係と学校関係で事例があったということですが、学校教育課と環境課と地域包括支援センターと連携をして、曾祖母の施設入所、またそのヤングケアラーの生活環境を整えたということでございます。

本当に、連携するということが大切ではないかなというふうに思います。横でそれぞれの個別の相談支援体制を行っていても、なかなか全てが解決するものではございませんので、もうぜひとも連携を密にして、ケースに応じた対応を協議していただければありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それから、厚労省はケアラーの情報を集約して、自治体の一部分がスクールソーシャルワーカーを通じて自治体に伝わる新枠組みを何か展開しているようだということ、この7月末ですかね、8月頃に新聞で読んだものでございますが、そのときのその新枠組みの内容というのはどういうものなのでしょうか。お聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 議員おっしゃられた情報と一緒にわけでございますが、今年の7月末の報道による情報によりますと、厚労省が考える新しい枠組みは、学校のスクールソーシャルワーカーを通じて把握されたヤングケアラーの情報を、各自治体の児童福祉部門など一部分に集約するというものであります。

この支援体制強化は、窓口が異なる行政支援の全体状況を目配りし、生活改善までフォローを続けることを狙いとしておりまして、具体的には近く有識者らによる検討チームを設置し、新枠組みを複数の市区町村で試験運用し、全国への運用拡大に向けて、本年度内の手引作成を目指す方針とのことであると聞いております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。国のほうとしても、新しいこの新枠組みをまた公表したということでございます。

これは、先ほど少し言いましたが、やはり横だけの連携ではなくて、縦割りの情報で支援をしていくということではないのかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでヤングケアラーの支援は、何度も言いますが、家族の支援ともつながっていく

というふうに思います。ヤングケアラーは、制度のはざまにある複合的課題の典型だというふうに思っています。

ここに光を当てることで、子供の貧困や障害、認知症の家族など、周辺の問題も浮かび上がってまいります。それぞれのケアラーによって、課題や支援策が違います。本町に合った新体制を作り上げられると思いますが、いかがでしょうか。その辺についてのお考えをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 本町といたしましては、先ほど申しましたように、今後、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行います、重層的支援体制整備事業への取組への準備を進めていきたいと考えております。

その中で、ヤングケアラーにつきましても、本町内の関係部局のみならず、支援関係機関を初めとする本町外の地域関係者と協働・連携を強化し、包括的な相談・支援体制の構築を進め、ヤングケアラーを含めた家族全体への支援につなげていきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 当事者は当たり前のことと考えているようでございますが、でありますので相談しようと思わないし、相談する場所も分からない、分かった大人がやはり見つけてあげることが大切だというふうに思います。

町としては今後、重層的支援体制整備事業の準備を進めていくということでございますので、ぜひとも本人、また家族の全体的な支援につなげていていただけるようお願いをしたいというふうに思います。

それから、専門家を招き講演会を行い、ヤングケアラーの周知・啓発を進めていていただきたいというふうに思います。子どもたちと接点の多い教育現場と家族との接点が多い福祉関係者を中心に、研修を進めてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

近隣市町でも、やはりそのヤングケアラーに特化した講演をやっているということを知っておりますので、ぜひとも本町としても進めていてほしいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 保克君） 近頃、先の愛知県におけるシンポジウムを初めとしまして、民間レベルにおきましても、研修等の機会が提供されてきております。これらを積極的に受講すると共に、これらメニューの情報提供に努めてまいりたいと考えております。

なお、現在、本町福祉課で開催しております介護フォーラムなどの講演会のテーマとして、今後取り上げることを検討していきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。ぜひとも、本町の福祉課で行っている介護フォーラムですかね、この講演のテーマとして今後取り上げることを検討していきたいということでございますので、ぜひとも私は早めに取り組んでいただければありがたいかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

そして、ヤングケアラーの子どもたちが、勉強また部活動や友達の交流など、子どもらしい生活が送れるようなきめ細やかな支援を、よろしくお願いをしたいというふうに思います。子どもだけではなく、家族全体の支援をよろしくお願いをいたしたいと思いますので、お願いいたします。

次の質問に入ります。

「男性トイレにサンタリーボックスの設置を」についてでございます。

国立がん研修センターが、2018年にまとめた統計によりますと、前立腺がんと診断された男性は約9万2,000人、膀胱がんは約1万7,500人に上ると言われております。

前立腺がんが増加傾向にあるようでございますが、本町の罹患者数はどのぐらいか、それぞれお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 本町の前立腺がんの罹患者数でありますけれども、愛知県のがん統計2021年12月で見ますと、2018年、平成30年であります、22人確認されております。

また、町が実施する人間ドック、保健センター集団健診のデータに限りますけれども、令和元年度に5人、2年度に8人、3年度に5人確認をされています。

膀胱がんにつきましては、県の統計がありませんので、町が行う人間ドック等でも検査対象としていないため、罹患者数は不明であります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。前立腺がんについては、2018年は2人ということで、あと令和元年が5人、令和2年度が8人、令和3年度が5人で、毎年急激に増えているということはありませんが、実際にがん患者があるということでございます。

膀胱がんにつきましては、私の知っているところでは何人かいらっしゃるんですが、やはり統計としては不明だということで分かりました。

これらのがんは、手術後、頻尿や尿漏れの症状が起きやすくなります。このため、手術を受けた男性は、尿漏れパッドを着用することが多くございます。

しかし、外出したとき、公共施設などの男性トイレの個室にはサンタリーボックスが設置をされておらず、パッドを捨てる場所がない、外出先から自宅まで持ち帰らざるを得ない人が多くいらっしゃいます。

女性トイレには当たり前にあるサンタリーボックスが、男性トイレにはありません。全国・県内でも、男性トイレにサンタリーボックスを設置する動きが、自治体や商業施設等でも広がりつつあるということをお聞きをしておりますが、その現況についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 男性用トイレのサンタリーボックスの設置は、全国的な動きになっており対応が進んでいるところであります。

全国の状況の一部というか一例でありますけれども、岐阜県では令和4年5月中旬ま

でに、42市町村中13市町が何らかの施設で対応しておるということでもあります。また三重県では伊勢市が6月から、静岡県では磐田市が6月から、藤枝市は8月から、埼玉県では令和4年6月までに県有施設225カ所の男性トイレへの設置率100%、県内各自治体でも相次いで公共施設に設置され始めているということでもあります。

また熊本県では、第3次熊本県がん対策推進計画の全体目標の一つに、がんになっても自分らしく生きることのできる社会を実現すると掲げており、がん患者がいつでもどこにいても、尊厳を持って安心して生活できる社会を目指しているということでもあります。

この目標を実現するための取組の一つとして、前立腺がん、膀胱がんの手術を受けた方や、高齢者等頻尿や尿漏れ等による尿漏れパッドやおむつを使用する方のために男性用トイレにサニタリーボックスの設置を働きかけているということでもあります。

県内の状況です。こちらにも一例ということでもありますけれども、近隣では岡崎市、西尾市、蒲郡市が8月から順次設置を進めております。岡崎市は本庁舎の1階、2階、東棟の1階に設置をしております。日進市は少し早く4月から、豊橋市は6月から、名古屋市では9月には中川区以外の15区役所に設置完了予定とのことでもあります。豊川市は年度内に庁舎へ、田原市は近隣の状況を見て判断するようであります。また扶桑町では、令和4年の3月中に役場と保健センターに設置されたということでもあります。

商業施設でも設置が進んでいる状況であります。こちらにも一つ例を挙げれば、某大型電気の会社でありますけれども、7月1日から設置をし、年内に全店舗での設置を目指すとしております。導入に際しては、岡崎店が、店舗従業員が自発的に設置したサニタリーボックスを参考に、適切な大きさ、表示方法を検討されました、ということでもあります。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 全国的にもかなり進んでいるということでございます。私も、今言われた岐阜県、三重県、静岡県、それぞれございますが、埼玉県にフェイスブックの友達がたくさんおまして、そこでも県がこういうふうにした、また我が市もこういうふうにしたということを多くの友人から聞いているところでございます。

また、県内の状況でございますが、今言われたように、近隣の岡崎、西尾、蒲郡ですかね、ここも行ったということでございます。町としては扶桑町がもう既に、3月中に行ったということでございます。

本当に今、かなり進んでおりますし、今、参事言われたように商業施設等もかなり進んでおりますので、ぜひともこれは進めていっていただきたいというふうに思います。

前立腺がん、また膀胱がんのほかにも、痛み止めの座薬を使用している人、この人たちの座薬が溶けて流れないために、パッドや女性用ナプキンを使用している方もございます。着用している男性からは恥ずかしいからなかなか声を上げられないというのが実情ではないかというふうに思っております。

尿漏れパッドを着用している人が気兼ねなく外出できるように、本町の多くの方が集まる町民会館や公共施設などの男性トイレに、サニタリーボックスの設置を要望いたしますがいかがでしょうか。お聞かせを願いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 全国的な流れや近隣の設置状況を見ますと、いよいよ幸田町も設置を検討する時期が来たというふうに考えます。

現在、本庁舎、保健センターには設置をしておりません。設置については、各課に統一した方針を示していきたいと思っておりますけれども、各施設のトイレの設置状況や利用状況などを加味しながら、施設の所管課のほうで適切に判断をしていきたいと考えます。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。設置状況やまた利用状況に応じて、各所管課でということですが、ぜひとも私は先ほど言いましたように、多くの人が集まる施設、そこには必ず私は設置をしていっていただきたいというふうに思いますので、予算的にもそんなにかかるものではございませんので、ぜひとも進めていっていただきたいというふうに思います。

それから国連が掲げるSDGs、これは持続可能な開発目標でございますが、17の目標、169のターゲットがございます。この中の6の2、安全な水とトイレを世界中に、で2030年までに誰もがトイレを利用できるようにして、女性や女の子、弱い立場にある人がどんなことをしようとしているかについて特に注意すること、ということをおっしゃっております。

全ての人々がトイレで困ることがないように、何が必要かを見極めていっていただきたいというふうに思います。そして設置を進めていっていただきたいと思っております。

また、設置をされたときには、サニタリーボックスが設置された個室ですよというように、トイレの入口に設置専用のステッカーなどの表示を提案いたしますが、この点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（足立初雄君） 感染症対策担当参事。

○感染症対策担当参事（金澤一徳君） 設置にあたりましては、サニタリーボックスが設置してあることをトイレ利用者に分かりやすいように、トイレの入口に専用ステッカーなどの表示をしていきたいというふうに思います。

また、サニタリーボックス自体には、ごみ箱と区別できるように、こちらにもステッカーを貼っていききたいというふうに思います。

○議長（足立初雄君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ありがとうございます。今、参事の言われましたように、やはり入口の専用のステッカー、ここまで気を遣ってもらってるんだな、配慮してくれてるんだなということが分かるようや、やはり私は専用のステッカーをぜひともお願いをしたいというふうに思います。

やはりこういうものを見たときに、なぜ男性トイレにサニタリーボックスがあるのっというふうに聞かれたときには、それを必要としている人の苦労を思いはせる機会に、それぞれの人がこういう障害を持っている方がこういうふうに苦労されているんだ、だから町としてはこういうふうに男性トイレにもサニタリーボックスを設置してあるんだよ、また分かるようにステッカーもあるんだよっていう、そういうことが自然と話ができるような、私はそういう優しい町、幸田町になっていただければありがたいかなとい

うふうに思いますので、ぜひとも早い時期に設置をしていただきたいと思いますということ
を要望いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（足立初雄君） 12番、水野千代子君の質問は終わりました。

ここで、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時03分

○議長（足立初雄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、8番、丸山千代子君の質問を許します。

8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） それでは、通告に従いまして、順次質問をしてみたいと思います。

「中小企業振興基本条例の制定を」についてであります。

中小企業は日本経済の根幹であり、社会の主役として、地域社会と住民生活に貢献する存在であります。中小企業は企業の99.7%を占め、働く人の3人に2人が働いているなど、雇用の担い手であります。中小企業の発展なくして、日本経済、地域経済の成長はないという立場から、各地で中小企業振興基本条例が制定されてきております。

中小企業振興基本条例とは、地方自治体が地域の中小企業の役割を重視し、その振興を行政の柱とすることを明確にするために策定される基本条例であります。条例に地域経済振興や中小企業振興における自治体の責務、中小企業や大企業の役割を明記しており、地域づくりの法的根拠とも言うべきものであります。

現在コロナ禍において、町内の中小企業を取り巻く経営環境は、これまで以上に厳しくなっています。地域の中小企業、中小業者が元気に経済活動を持続し、町内経済が活性化していくことが必要であります。条例を制定することで、自治体や地域の意識が変わり、循環型地域経済の発展につながることを期待されます。

そこで伺うのが一つ目ですが、地域の特徴を生かした地域づくり、この地域づくりについての見解を伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本町では、これまで人と自然と産業の調和を基本理念とし、農工商調和の取れた住みよいまちづくりを進めてまいりました。

そして本町を含む西三河の特徴でもありますが、自動車部品製造業は多くあり、このことが雇用の創出などにつながり、人口も増え続けておる状況です。

ちなみに農業は、令和2年度実績の農林業センサスによれば、農業産出額は35億8,000万円で、54自治体中21位であり、工業については、昭和40年頃からの工場誘致等により、令和元年実績の工業統計の結果では、製造品出荷額が9,040億円で県内15位となっております。いずれも県内では中位、中ほどに位置している状況であります。

現在、世界的に温暖化対策が進められてきています。温暖化対策は、エネルギー対策、産業革命とも言われ、自動車産業への影響も危惧される中、本町におきましては主要産業を含め、今後とも各産業がバランス良く発展するよう、国の動向を注視し、県内自治

体の産業振興支援策も参考にしながら、町の基本理念に基づき、対応していくことが、地域づくりにもつながるといふふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 幸田町の特徴といたしましては、自動車産業が主となって、それにより人口も増えてきていると。

一方、農業も中位に位置する、21位ということで、バランス良く発展をしているということと捉えられているようでございますけれども、しかしながら、このバランス良くというのがなかなか難しいと私は思うわけでありまして。

幸田町の住民生活を支える上で、なくてはならないものとしたしましても、やはり建設業関係や商工、そうしたものもやはり同じように発展していかなければ、これはバランス良い地域経済がうまく回ってこないということにもつながりかねません。

一昨日の防災訓練でも、建設業組合の方々が非常に活躍をされてきて、地域を下支える存在であります。そうした中小業者、中小企業の発展、こういうものも非常に大事であるといふふうに思うわけでありまして。

そこで伺うわけでありましてけれども、地域経済の発展には中小企業、中小業者の活力が大事ではないかといふふうに思うわけでありまして、この点についてはどうお考えでしょうか。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 本町の総事業所数は、平成28年経済センサス活動調査の結果によれば、分類不能な業種を含めまして1,224事業所であり、大中小の正確な企業数については明記はございませんが、商工会の聞き取り等から約1,200の事業所が中小であると思っております。

このうち従業員の数、例えば従業員の数が20人未満の事業所は全体の88%、4人以下については全体の58%と推計しております。したがって、事業所の大多数を中小企業が占めているこの実態から、この中小企業の活力向上、経営安定など、そういったことが本町の経済発展につながるものと考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 答弁されましたように、1,200余りの事業所の中で、中小企業・中小業者が大体90%近い割合を占めるというそういう中で、やはり中小企業・中小業者の発展が必要だといふふうに思うわけでありまして。

そこで伺いたいと思うわけでありまして、中小企業・中小業者に関する施策、これは産業振興策だけではなくて、都市計画や住宅政策、教育など様々な施策と関係があるわけでありまして。地域の実情に合った施策を実施するためには、まず現状把握をすることが必要ではないかと思っております。そのための実態調査、地域調査を実施する考えについて伺いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 中小企業の育成及び発展、様々な施策を実施するための詳細調査というものについては、これまで実施はしておりません。

しかし、コロナ禍や原材料費の高騰などが続いており、町としての今後の産業振興施

策をより効果的に実施するためには、まずは地域調査をすることは、そういったところで実態のほうでですね、それを把握することは有効であると考えられます。

実施にあたっては、調査内容や調査方法が重要でありますので、こういった先行事例等を参考にしながら、具体的実施方法・時期等について、まずは調査・研究をしていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 最初に申し上げましたとおり、中小企業の発展、その法的根拠として、中小企業振興基本条例があるわけでありまして、そして今、言われましたように調査をするという、そういう考え方に立つならば、これが一つの目安となるわけでありまして。

そこで、この中小企業振興基本条例、これを根拠として地域経済分析、これを行うということがまず第一ではなかろうかなというふうに思うわけでありまして。やはり地域の実態・実情を知っていく、そして地域経済を発展させていく、そのための一つの法的根拠として中小企業振興基本条例、これをやはり制定する必要がある。それに基づいて、地域調査や実態調査、そういうものの基で地域経済を発展させていく、そういう考え方に立てられるおつもりがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 詳細調査はして、その辺の必要性もという考えではありましたが、こういった条例が先にあれば、より詳細な調査にも積極的にやれるかなというふうには考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 愛知県におきましては、平成23年でしたかね、この中小企業振興基本条例を策定をしております。幸田町におきましてはなかなか、私も何度かこの件につきまして質問もさせていただいておりますけれども、なかなか踏ん切りがつかなかったと。

こういう中で、今このコロナ禍の状況の中で、やはり地域経済を支える中小業者の発展なくして町の発展はないという、そういう立場に、スタンスに立つならば、やはりこの中小企業振興基本条例を制定をし、そしてそれに基づいた施策を展開していくと、そういうスタンスでいくべきではないかというふうに思うわけでありまして。

幸田町の場合ですと、特徴的なのはやはり自動車産業による中小企業も多いという、そういう特徴もあるわけでございますけれども、やはり自動車産業だけでは成り立たないわけでありまして。

生活をしていかなければならない、そして家も建てなきゃならない、そして食生活、そういうことにおきまして、やはり町内の商工業者、中小業者、この人たちにやはり活躍していただかなければ生活が潤わないわけでありまして、そうした点におきまして、やはりそういう、どういうところにどういう施策が必要かと、それを見るのもやはりこれは中小企業振興基本条例のこの一つの役割でありますので、その制定、これについて制定する考えがあるかないか、伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 愛知県のほうは、平成23年6月に今後5年間の産業労働政策の基本的な方向性及び重点施策を示す「あいち産業労働ビジョン2011-2015」のほうを策定いたしております。

このビジョンは、五つの施策の柱の一つとして、中小企業力強化を掲げ、中小企業の振興に注力していくこととし、その具体的な取組の一つとして、また県下の中小企業振興の施策を総合的に推進するためとして、当該条例に基づき制定されております。

また、条例を制定している県内自治体の状況といたしましては、令和4年7月末現在、愛知県下54自治体のうち21自治体、西三河管内では10市町のうち5市が制定しております。隣の蒲郡市のほうも、今年度制定しております。

こういった状況から、本町におきましても、議員おっしゃられるとおり、本町の特徴をよく分析しながら、制定に向け具体的準備に取りかかりたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ぜひ、この中小企業振興基本条例の制定を早期に実現をさせていただきたいと思います。

そして、この先行事例といたしまして、この条例によっては住民参加型地域づくりの場として、産業振興会議など設置しているところもあるというふうに、私この夏に勉強してまいりました。

その一つの先行事例といたしましては、京都の与謝野町、それから丸亀市や北海道の別海町、こういうところの紹介があったわけでございます。とりわけその与謝野町におきましては、産官学ということで、大学関係、そういった学生たちが大いに活躍をして、そして地域調査で成果を上げてきたと、そういうこともあるわけでございます。

やはり企業だけではなくて住民参加型にしていくという、こういうところにやはり今の中小企業振興基本条例、この特徴が現れているのではないかなというふうに思うわけでありまして、そうした考え、さらに発展させた中小企業振興基本条例の制定というのを作っていく、その考え方があるかどうかについて最後に伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 環境経済部長。

○環境経済部長（鳥居栄一君） 議員、今、御提案のほうがありました住民参加型ということで、あと産業振興会議ですね、京都のほうでやっていると。そういった情報を頂きましたので、その辺も十分参考にしながら、取り入れられるものは取り入れて進めていきたいというふうに考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ぜひ町一丸となつての中小企業振興、こうした点での取組を求めたいというふうに思うわけでありまして。

次の質問に移ります。

子どもの学習権保障についてであります。全ての子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を願って、子どもの権利、子どもの学習権を保障する取組を問いたいと思います。

コロナ禍で改めて分かったことは、休校・登校自粛などで学校の授業についていけないという声が多く寄せられていることでもあります。コロナ禍のこの学校環境において、

現在ちょうど2学期が始まってきたところでありますけれども、登校意欲、こうしたところに影響があるかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 近年、コロナ禍における生活環境の変化によりまして、児童生徒の生活のリズムが乱れやすい状況にあることは事実だと考えております。

学校生活において、様々な制限がある中で、うまく交友関係が築けないなど、登校する意欲が湧きにくい状況にあった可能性はあると考えますが、コロナ禍による学習環境においての調査として実施していないので、現状では明確に関連付けることは難しいと考えております。

不登校にも様々な要因がございまして、不安や無気力、学業の不振、親子の関わり方、友人関係をめぐる問題、生活リズムの乱れといった、多岐にわたるところが現状でございまして、コロナも複合的に絡んでおることは事実だと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 本当に、今のコロナ禍の現状におきまして、子どもたちの体験不足やあるいは友達との関わり方、そして学習が分からないという、勉強が分かりにくい、そういうような非常に不安な状況の中に置かれているということは、十分御承知だというふうに思うわけでありまして。

そういう中でこれがどのように、コロナ禍の状況が従来と変化してきたのか、その一つの指標としては、やはりこの不登校の実態の推移を見ることではなかろうかなというふうに思うわけでありまして、そこでこの不登校の推移、過去5年間における推移がありますが、これについてお答えいただきたいというふうに思うわけでありまして。

ただ、この不登校の定義というのが、連続して30日以上休んだ場合は不登校として見なされるわけでありまして、正確には出ないかというふうに思いますが、その辺のところは一つの目安としてお答えいただきたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 議員おっしゃるように、不登校についてちょっと微妙な部分があるんですけれども、一応、私どもが統計上捉えておる数字で申しますと、小学校におきましては5年間でございますので、平成29年度でございますね、14人、30年度は14人、令和元年が30人、2年が23人、3年が29人というような推移でございます。

中学校につきましては、平成29年度が30人、30年度が31人、元年度35人、令和2年度25人、3年度で43人という数字になっておりまして、全国的に不登校児童の生徒数は増加する傾向にあるのは事実でございますが、本町においてこの5年間、小学校においては何が原因かは明確にはちょっと、まだ分析できていないんですけれども、倍増しておると。中学校においても増加しておるとは思いますが、明確にはちょっと分析ができていないところが現状でございます。

しかし、県・国と比べますと、決して高い割合ではないと承知しております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） ざっと捉えたところで、やはり多くなってきているというのがあ

るんじゃないかなというふうに思うわけであります。

昨年度からスクールソーシャルワーカー、配置をされて今年度はもうほぼ毎日ということで、またいろいろと相談活動もされているようでありますので、その成果を十分見守りたいというふうに思うわけであります。

しかしながら、こうした数字としてみましても、増えている実態というのがよく分かるわけでありますので、その辺のところは実態としてやはり捉えるべきではないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。やはりこれは対策も必要ではないかなというふうに思ひます。後の質問にこれは回したいと思ひます。

一方、コロナ禍で改めて分かったことは、休校や登校自粛などで学校の授業についていけない、こういう声が本当に多くなっているわけであります。私のところにも多く寄せられております。子どもの学ぶ権利をどのように保障していくのか、伺いたいと思ひます。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） 子どもの学ぶ権利についてでございます。コロナ禍以前につきまして、臨時休業、インフルエンザによるものがほとんどございました。こういった中ではプリントでありますとか、ドリルでありますとか、そういったものを宿題として持たせて家庭学習で授業を補完するような、そういうような対応をしてきたところでございます。

そういった対応で基本的には文科省のほうも、基本的対応としてはそういう方向性でおったわけでございますけれども、現状このコロナがだんだん蔓延する中で、やはり議員おっしゃるように、登校自粛の児童生徒さんもいらっしゃるの事実でございます。中には、感染したということでお休みになるお子さんたちもいらっしゃいます。

現状、オミクロンのBF5がはやっておるわけでございますけれども、基本的に全体としては臨時休業の基準としては緩和されてきておりますので、3日程度、仮に学級閉鎖とか学校を閉めることになっても3日程度ということで、全体においてはそれほど大きな影響は生じないというふうには認識しておるところでございますが、個別の事案になりますと、やはり長期でお休みになる方々がいらっしゃるの、承知しておるところでございます。

そういった部分で、今、従来どおりのプリント学習でありますとか、そういったもので補っておるわけでございますが、今、全児童生徒にタブレットが行き渡ったということで、本年度におきましても双方向での通信テスト等やりながら、環境を整えているところでございまして、今後につなげていきたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 登校自粛あるいは休んでも3日程度だから、そんなに影響はないというような見解でありますけれども、そうでしょうか。

年間の学習指導要領に基づいて、これは授業も成り立っているわけでありまして、それがやはりいろんな点で、休んだりあるいは行事があったりとか、そういうことでどんどん遅れていく。そうしたときに、例えばスピードを上げて授業をやられると、ついていけない子っていうのは結構出てくるわけですね。

そして、それが積もり積もって本当に分からないという、そういう声がやはり寄せられるわけですよ。だからそういう現状というのは、やはり教育委員会でも把握をさせていただきたいというふうに思うわけであります。

それがやはり、把握をしながら、そしてその子どもの学習をどう保障していくか。これ努力をされているいろいろと通級だとかいろんなところで指導もされているわけでありませけれども、しかしながらこのプリント学習では補えないというようなところまで今、来ているのが実態ではないかなと思うわけであります。

そこで、保護者のほうからもいろいろとこう出てきまして、他市では休んだ子たちのオンライン授業、タブレットが配布されておりますので、そうしたものをなぜ幸田はやらないのかという声が出てきております。

そうした休んだ子の希望によって、オンライン授業の取組、そういう学習支援、こういうものはどうかということでありませけれども、実際、岡崎市でも蒲郡市でも実際やっている、そういうことがなぜ幸田でやれないのかというそういう保護者の疑問、それに要望に応えられるかどうかということなんですけれども、難しいんでしょうか。お聞きをしたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育部長。

○教育部長（吉本智明君） オンライン授業の関係でございますが、全児童生徒に1人1台のタブレットを配布いたしまして、今まで持ち帰りというものについては本町としては取り組んでいなかったというところでございますが、事情がある場合については許可制で持ち帰ることを可能にいたしました次第でございます。

それで今現状はと申しますと、昨年度においても通信環境のテストを行い、この新しい年度になってから、改めて通信環境のテストをしたところでございます。ほぼ全ての御家庭で通信環境が整っていることが確認できております。一部の御家庭で整っていないところについては、貸出しのWi-Fiルーターもございます。そういった対応をしておるところでございます。

それで、この新型コロナウイルスの影響で臨時休業となり、長期間授業を受けられない、御自分が感染する等のことで受けられないというようなことで、オンライン対応を求める声というものがあることについては、それとなく承知しておるところでございます。それで議員おっしゃるように、岡崎、蒲郡において、そういった取組もなされておるといところも承知しておるところでございます。

現状、本町といたしましては、今、環境がやっここで整った状況にありますので、配信としては可能な状況にあるという認識でございます。そうした中でこれをどう取扱っていくかというところ、学校側とのお話合いとかそういったことになろうかと思ませけれども、全体として遅れが出ないような、そういった対応でうまく活用できるようなことも検討してまいりたいと思ませ。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） オンライン配信によるのは可能ということでございました。

このコロナ禍がいつまで続くか分からない状況の中で、一つのこれはタブレットを活用した、休んだ子たちの学習権の保障という、一つの結果になるかというふうに思うわ

けであります、またインフルエンザやいろんなときに休む、そういう子たちもいるわけありますので、やはりそうした突発的に休まなければならないと、そういうときの対応で応急的にやはり学校の雰囲気、あるいは受けたい授業を受けられるという、そういう教育委員会としての学習権の保障ということで、ぜひ前向きに捉えていただけたらというふうに思うわけあります。

やはり学校の勉強についていけないと、また課題が提出できない、こうした学校での勉強に関わる困り事、これを解消していくのは、やはり私は教育委員会としての考えていかなければならない責務だというふうに思いますし、また子どもの学びを止めない自治体の教育行政のあり方ではなかろうかというふうに思うわけありますので、ぜひその辺のところも遅れることなく、子どもの要望に応じていただきたいというふうに思います。

次に移りたいと思います。勉強が分からないままに放置しておりますと、学校に行きづらくなるということで、不登校の原因にもなるわけあります。

最初に伺いましたこの不登校の実態が、このコロナ禍の中におきまして増えてきているという、こういう状況の中で、これは必ずしも勉強だけの問題ではないかもしれませんけれども、しかしながら不登校が増えているというこの実態は、やはり前々から私も指摘をしておりますけれども、この子どもの居場所づくり、これをやはり、学校には来れないけれどもピッコロには行けるよという子どもたちもいるわけです。

しかしながら、今年度は月曜日も増やしていただきましたけれども、あの場所と、それから二手に分かれては大変厳しいというふうに思うわけありますし、またわずか1時間ぐらいしかあそこに居られないというのは本当につらいわけあります。

やはり何とか子どもが、児童生徒が外に出られる、家から出ていける、引きこもりにならないで出られる、そういう環境をつくらないと、ずっと引きこもりになったら本当につらいわけありますので、そうした点におきまして、やはり不登校の子たちの居場所づくり、また岡崎市で行っておりますフリースクール、こういうような取組、これが幸田版でできないかと。

岡崎市の場合は、一中学校に一つのクラスがあるわけがございますが、幸田町としてはなかなかそうしたものは難しいかというふうに思うわけありますので、やはりそのピッコロの拡充と、そういう一つの、ほかの子たちが学校に行っている間も同じようにそこに行ける、そういう場所づくり、これについてぜひ保障をしていただきたいということですが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 教育長。

○教育長（池田和博君） 議員御指摘のとおり、子どもの居場所づくりはとても大切だと考えております。

まず、先に出てきました、町教育相談室の利用についてのことでありますが、町教育相談室につきましては、利用希望者増に対応するため、今年度4月から相談員を1名増員し、先ほどおっしゃられてみえましたが、中央公民館が閉館している月曜日にも豊坂分館を開所し、利用できるようにしております。

今年度、4月から6月についての利用状況は、前年度に比べ実人数で小学生4名、中

学生11名、保護者19名の利用増の状況であります。不登校児童生徒及びその保護者にとっては、重要な相談機関となっており、今後もニーズが十分あると考えております。また結果として、不登校児童生徒が学校復帰、社会自立ができるようにしていきたいと考えております。

校内フリースクールの件につきましては、現在、町内の各学校では本人や保護者と相談し、保健室や教育相談室、通級教室等の部屋を用意して、いつ来ても生徒が学習したり本を読んだりして安心して過ごすことができるようにしております。

その際、担任、養護教諭だけでなく、校長含め多くの職員で児童生徒を支援する体制を整えております。特に不登校児童生徒が最初の兆候として心身の不調を訴え、保健室に来室することが多くあります。

養護教諭の役割はとても重要であります。現在コロナ禍の状況であり、養護教諭の業務が非常に多々増えております。学校現場のほうからは、養護教諭の増員を必要としている学校も多くあります。また、教員と共に不登校児童生徒に対応する不登校児童生徒支援員の要望も出ております。

不登校の要因・背景は多様であり、それによって支援ニーズも多岐にわたります。校内フリースクールも含めて新たな一人を生まない、誰一人取り残さない必要な体制を検討し、拡充していく必要があると考えています。

以上です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 教育長は今、校内フリースクールというような答弁をされましたけれども、これは先ほどおっしゃられた保健室登校、あるいは通級やほかの教室での対応で、管理職の先生も対応しているよと、そういうようなことで校内フリースクールというものに代えていくと、こういう考え方なのか、それとも新たに一つ教室を、岡崎市のフリースクールは別に一つの教室をつかって、そして担任も持ってというような形の中で運営をされておりますが、そういうような、どういうものを想定されているのかお尋ねしたいというふうに思います。

また、蒲郡市ではあすなろ学級ということで、そこに登校するとそれがまた登校したと見なされるという、そういうようなきちんと行く場所、居場所というのがあるわけですが、保健室とは違って。

ですので、やはりそういうふうな一つの通う教室、拠点となる、居場所となる教室がやはり必要じゃないかなというふうに思うわけですね。幸田町の場合ですとなかなか教室不足で大変な状況というのは分かるわけでありますので、その辺のところはどういうふうにするか、それは各学校で違うかというふうに思いますが、やはり子どもの居場所づくりというのは必要だというふうに思うわけであります。

ピッコロでは本当に不十分です。やはり子どもたちがそこに通って、そしてまた給食も同じように食べて帰ると、そういうような、そして通常のクラスに復帰できる、そういう取組というのを、ぜひやっていただきたいというふうに思うわけですが、そうした考え方の基に取り組んでいくおつもりがあるかどうか伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 教育長。

○教育長（池田和博君） ありがとうございます。まず不登校の要因、それから背景については、多様であるというふうに話をしました。それで現在のところでありましても、例えば児童生徒がみんなと一緒におれる子、それからやはり一人でないとなかなか来れない子、それからこの先生じゃないとなかなか会うことができないと、やはり本当に多様であります。

岡崎、それから蒲郡の校内フリースクール等も十分調査をさせていただいて、直接話もお聞きをしておりますが、やはりどこに照準を当てていくかということでもありますので、幸田町のほうではやはり学校現場と十分協議をしていきながら、先ほども申し上げましたように、新たな一人を生まないために養護教諭を例えば増員をして、児童生徒の休むことにつなげないというようなことに力を入れていくのも必要であると思いますし、保健室はなかなか大変なんですけれども、教育相談室通級等の部屋を使って対応していくということも今後もやはり必要かなと。

それで、校内フリースクールという言葉がたまたま今大きく出ていますので、そういった言葉に限らず、校内フリースクールも含めてというのは、そういう意味で子どもの居場所をどういう形で準備していくか、ちょっとこの後また十分検討していかないといけないというふうに考えておりますが、いずれにしてもその必要性は十分分かっております。

以上です。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 子どもの居場所と同時に、この子どもの学ぶ権利をどのように保障していくかと、これもやはり教育委員会の責務だというふうに思いますし、また教育行政が進めていかなければならないことだというふうに思いますので、ぜひそうした点で取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、3点目の空き家対策について伺います。

幸田町でも、空き家問題が深刻になってきている事例が出てきております。私の家の近くでも、長年放置されている空き家が、草やツタで覆われ、電線にも巻き付き、隣家などに木がはみ出し、家の中には猫が住みついていると訴えがありました。昨日も地域の草取りのときに、お化け屋敷を何とかしてほしい、近所でも大迷惑をしていると、こういうサイドの要望がございました。

空き家が放置されると、資産価値の低下、景観や周辺環境の悪化など、様々な問題が発生をし、良好な生活環境が阻害されてきます。放置された空き家と隣合せて暮らす住民は毎日が不安であり、何か起こってからでは遅いのです。

空き家対策特措法によって、これまで町として手が出せなかった案件にも、適切な処置や対応ができますので、全町的にも対策に取り組むべきであり、対応について伺いたいと思います。

そこでお聞きをいたします。幸田町空き家対策計画を、平成29年度に策定をしましたが、その後の経過・状況について伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根潤志君） 幸田町空き家等対策計画については、平成30

年3月に作成したところであります。空き家の状況について、住宅都市統計においては、平成25年、30年共に500件と横ばいの数値となっています。

昨年度、町で実施した実態調査における意向調査によりますと、空き家であるとの回答が111件である中で、そのうち倉庫として利用、時々利用しているとの回答が81件あり、全く利用していない空き家としては30件でありました。

前回の実態調査では空き家が48件であり減少しているようにも思えますが、今回、意向調査の回答がなく実態不明の件数が122件もあり、それらを考慮すると横ばいで推移しているのではないかと考えます。

全国的には、総務省の住宅都市統計調査によりますと、平成10年から平成30年の20年間で、空き家の数が約1.9倍に増加しているとの数値が報告されており、本町でも例えば高齢者のみの世帯が、老人ホームへの入所や相続発生などにより、結果的に空き家となるといった、空き家予備軍的な状況は確かにあると感じております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 空き家の対策計画を定めてから、いろんな、様々なことがあったようでございますけれども、この長年放置をされている、この空き家対策は進んでいるんでしょうか。伺いたいというふうに思います。

この空き家対策計画を作る前、そのときにいろいろ調査をされて、そして幸田町の空き家はそんなに多くはないよというようなことを言われてきた経過があったわけでございますけれども、しかしながら深刻な空き家というのが進行しているわけですね。ですので、そうしたもうどうにもならない空き家というのをどのようにしていくのかという、そういうことがやはり大事ではなかろうかなというふうに思います。

先ほども答弁されたように、全くなしというのが30件もあるということで、この放置をされた空き家、この対策をどうしていくのか、どう進められていくのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 空き家の適正管理につきましては、特措法にもありますように、所有者にその責務がございます。この所有者であります、死亡等によってその連絡先がうまくつながらないこともございます。

ただ、このような場合でも、特措法の第10条には、市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって、氏名その他の空き家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる、とございます。空き家の管理者への文書アプローチはこういった方法できているのかなど、このように考えております。

また、適正管理されていない空き家につきまして、情報提供いただいた場合、現地確認、先ほどの所有者特定などを行いまして、所有者に適正管理依頼の文書及び空き家相談などの情報チラシを送付し、所有者に対応をお願いしているところでございます。

また併せまして、空き家等対策計画の策定後、平成30年8月に、空き家利活用に関する協定を愛知県宅建協会と、空き家の適正管理に関する協定をシルバー人材センター

と協定締結し、空き家所有者からの相談などに活用しているところでもあります。すぐに管理者がシルバー人材センターへ草刈り等を依頼される場合もありますし、幸田町事務局とのやり取りが数回に及び、このような事案もございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 特措法に基づいて、いろいろと行われているということでありませうけれども、例えばこの立入調査、それから空き家等に関するデータベースの整備、こういうことについても定められているわけでもあります。ですので、この辺のところもきちんとなされているのかということもございます。

それでこの空き家対策を進めていく中で、問題点・課題、こういうものについて、どのようなものがあるのか。先ほど言われましたけれども、少し分からない部分がありましたので、この辺の実際のところ、職員が進めていく上で困っていること、問題点、こういうものをもっと明らかにしていただきたい。

それに基づいて、じゃあ法的解決をどのように図っていくのかというふうには手段を取っていかないと、これは解決しない、相続の問題、それから相続した人が分からないとか、いろんな問題が出てくるわけですので、その辺のところを出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 空き家の利活用を進めるための一つの方策として、令和3年3月に空き家空き地バンクポータルサイトを開設し、空き家を不動産市場へ流通させる体制を整えてきております。

しかし実態も申し上げますと、実はこの空き家バンクであります。現在残念なことに、登録件数はゼロとなっております。ただこれは幸田町に限ったことではございません。岡崎市が現在2、碧南市が1、安城市が1であります。刈谷、西尾、知立、高浜は幸田町と同じくゼロ件というような状況でございます。そういった意味では、空き家バンクのPRが少し不十分なのかなというふうに感じております。

また、所有者が死亡された場合の相続人へのアプローチであります。これも税務情報等の内部活用はできるわけですが、それでも相続人の調査などかなりの時間を要するケースもございます。また、所有者が遠方であったり、適正管理や取り壊しにかかる手間や費用、これがネックで話合いがスムーズに進まないケースなどが問題としてあります。

直近でも、空き家について情報提供を受け、適正管理の依頼を文書で行い、電話等での聞き取りをさせてほしいとの依頼をしている案件がございます。この案件、カーポートの屋根が損傷していたり、塀が傾いているなどの状況が確認されましたので、早速文書で適正管理をお願いしたところではありますが、これにつきましても、早急な対応がなされるのか、それとも対応がなされないまま再度事務局のほうから連絡を取るようになるのか、これは状況を見ながら対応していく、このようなこととなっております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この空き家問題、長年放置された空き家、これが例えば、水道も止められていない、また持ち主が全く帰ってこない、そういう状況の中で、近隣に迷惑

をかけている、こういう実態というのが所有者は分からないわけでございます。それで、この幸田町におきまして、例えば代執行したという事例があるのかどうか、伺いたいというふうに思うわけでありませう。

また、私の近くに、最初に申し上げましたとおり、本当にもう、草やツタ、木で覆われて、お化け屋敷のようになっているというようなどころがあるわけですが、これもほかのほうからやはり相談事が入って、当局のほうにちゃんと調べていただくようになってきているんですが、遅々として進まない状況があるわけですね。私も相談もしております。

ですので、こういう深刻な状況の放置された空き家を、今、中央学区だけでも2件、相談しているものだけでも2件あるわけですが、ほかの全町的に見ればどれぐらいあるのか、やはり実態をつかんでいく必要があるんじゃないかならうかなというふうに思うんですが、その辺はいかがなんでしょうか。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 事務局と空き家所有者との連絡が数度にわたる事案は、議員御指摘の案件以外にも2件を把握しております。どちらもなかなか抜本的な解決には至っておりませんが、ただ町といたしましては、周辺への影響が大きくなります、いわゆる特定空き家になる前に、所有者や相続人に何とかしていただきたいと考えているところでございます。

一つの方策として、実は実態調査の結果、今後空き家を解体したいとする人も多ございました。現在は、過去に耐震診断を行っていない空き家については、現行の木造住宅除去費補助の対象とはなりません。しかし、今後新たな空き家を対象とした解体補助の検討が必要と考えております。

令和4年第2回の幸田町議会において、町長の所信表明にも、都市基盤整備づくりの項目で、空き家対策として、リノベーション補助、解体補助を新設します、という方針を示させていただきました。これを受けまして、本町としましても、新しく空き家の解体にかかる補助、これについて検討を始めておるところでございます。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） 家の解体をすると固定資産も6倍に跳ね上がってしまうと、こういう状況にもなるわけですが、このようにやはり特定空き家、これは6年以上経過すると特定空き家でしたかね、何かそういうような基準があるわけですがけれども、そうした特定空き家というの、放置をするとまた増えてくるわけですが、その辺がやはり特措法に基づいて幸田町ができることを進めていく、そういう考えがあるかどうかお尋ねしたいと思います。

また、解体費用はぜひ負担軽減にもつながるかというふうに思いますので、その辺のところの助成というのをお願いするわけですが、

また同時に、この空き家バンク、ゼロ件ということでありましたけれども、こうした空き家の利活用、これをうまくできるようにですね、ぜひ進めていただきたいと思いますというふうに思うわけですが、以上を求めて最後の質問としたいと思います。

○議長（足立初雄君） 建設部長。

○事業調整監兼建設部長（羽根渕闘志君） 空き家の利活用促進については、まずは空き家バンク、空き家総合相談窓口などを利用していただき、民間同士の売買取引などによって利活用が進むことが最善と考えております。

また、県内自治体においては、人口減少や商店街の衰退などの問題解決の手段として、空き家の利活用を促進する補助制度の事例もございます。これらの事例も参考にしながら、幸田町においても、利活用促進と解体撤去に係る補助制度について、研究を進めてまいりたいと考えております。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山君。

○8番（丸山千代子君） この空き家対策ですね、やはり周辺環境の悪化を招くわけですので、放置されることなく、順次活用そしてまた解体し、さらに次の段階へと進められるように、ぜひ努力をお願いいたしまして、終わりたいと思います。

○議長（足立初雄君） 8番、丸山千代子君の質問は終わりました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

次回は9月6日火曜日、午前9時から再開いたします。

本日、一般質問をされた方は、議会だよりの原稿を9月12日月曜日までに事務局へ提出をお願いいたします。

長時間大変お疲れさまでございました。

本日は、これにて散会といたします。

散会 午後 3時01分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和4年9月5日

議 長

議 員

議 員